

The background of the top half of the page features silhouettes of four people walking from left to right. The silhouettes are in shades of blue and light blue, creating a sense of movement and diversity. The overall background is a light blue gradient.

マイ・ステージ 2014

高齢期に向けた職業生活設計のすすめ



厚生労働省
愛知労働局 ハローワーク

はじめに

我が国は、平均寿命の伸びと出生率の低下によって、世界に類を見ない速度で急速に高齢化が進行しています。このような中、将来にわたって経済社会の活力を維持するためには、若者、女性、高齢者などすべての者が労働参加できる全員参加型社会の構築が求められています。高齢者については、長年培ってこられた知識や経験を活かし、意欲と能力に応じた雇用機会や就業機会が確保され、高齢者にできる限り経済社会の担い手として活躍していただくことが求められています。

一方、その職業生活を充実させるためには、労働者自らが進んで、高齢期における職業生活の設計を行い、その設計に基づく能力の開発及び向上並びに健康の保持及び増進に努める必要があります。

この冊子は、高齢期における職業生活の設計を行ううえで必要な情報を幅広く盛り込みまとめたものとなっています。高齢期における職業生活の充実に向け一助となれば幸いです。

なお、末筆ながら、監修にあたりご協力をいただきました関係機関・団体のみなさまに厚くお礼申し上げます。

平成26年10月

愛知労働局職業安定部

目次

I 少子・高齢社会に備えて

1	少子・高齢社会	1
2	少子・高齢社会の問題点と高齢者の能力の活用	1
3	生涯生活設計のすすめ	2
4	退職準備生涯生活設計（PREP）チェックリスト	3
5	生涯経済プラン	5
6	賃金の決定と総合的な収入（年間手取り額）の試算	6

II 退職金

1	退職金	8
2	退職金と税金	8

III 雇用保険制度

1	雇用保険制度の概要	9
2	失業したときの給付	10
3	受給者が再就職した場合の給付	13
4	年金と失業等給付との調整は	14
5	自己啓発を支援する給付	14
6	60歳以降も働き続ける方に高齢雇用継続給付	15

IV 年金制度

第1 国民年金

1	国民年金に加入する人	17
2	国民年金は基礎年金を支給	17
3	任意で加入する方法も	18
4	保険料は	18
5	65歳から老齢基礎年金を支給	18
6	支給開始年齢の繰上げ、繰下げ	19
7	老齢基礎年金の受給資格期間の短縮	20

目次

第2 厚生年金保険

1	厚生年金保険は基礎年金に上乗せ支給	21
2	事業所ごとに加入	21
3	70歳以上でも任意加入	21
4	保険料額は	21
5	特別支給の老齢厚生年金	22
6	65歳からの老齢厚生年金支給	24
7	その他の年金（参考）	27

第3 年金と税金

1	年金収入と所得税・住民税	28
2	雑所得の計算	28
3	源泉徴収と確定申告	28

V 医療保険制度

1	健康保険	29
2	国民健康保険	31

VI 定年前後の主な手続き

32

VII 中高齢期の再就職

第1 求職活動のために

1	見る、聞く、歩く	34
2	セールスポイントを磨く	34
3	あなたの再就職準備をチェック	34
4	愛知の求人・求職の状況	36
5	再就職のための公的機関	37
6	「求職活動支援書」を活用する	39
7	在職中の再就職支援	40
8	採用面接のポイント	41

目次

第2 資格取得等に関する各種制度

1	ビジネス・キャリア検定試験	42
2	教育訓練講座	43
3	技能検定職種	44

第3 職業訓練

1	公共職業訓練	45
2	シルバー人材センターが行う「技能講習」	47

VIII 多様な働き方を探す

第1 シルバー人材センター

1	臨時・短期・軽易な就業に“シルバー人材センター”	48
---	--------------------------	----

第2 ボランティア活動

1	ボランティア活動の一例	51
2	育児ボランティア	51
3	ボランティア活動に関するお問い合わせは	53

第3 創業と起業

1	相談・支援機関	54
2	仲間同士が集まって創業・起業する企業組合	55
3	創業・起業者のための融資制度	56

IX 窓口ガイド

1	仕事のことは	58
2	労働問題のことは	60
3	年金・健康保険（給付は除く）のことは	62
4	税金のことは	63

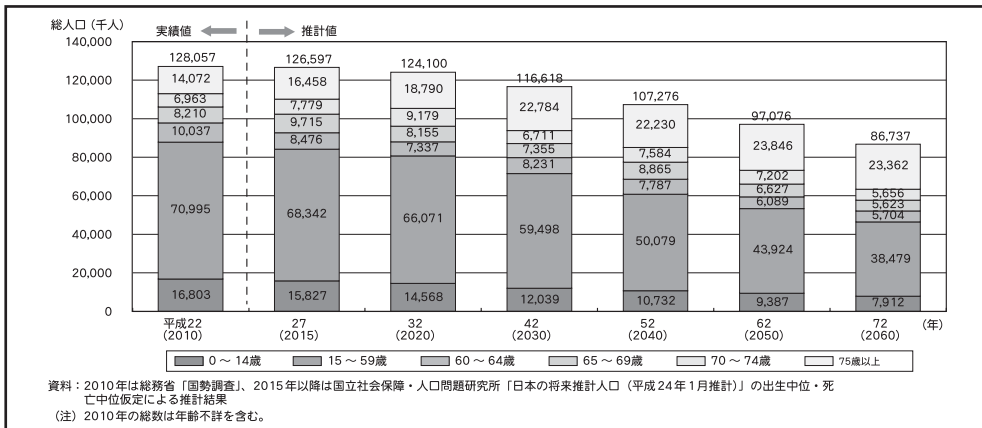
I 少子・高齢社会に備えて

1 少子・高齢社会

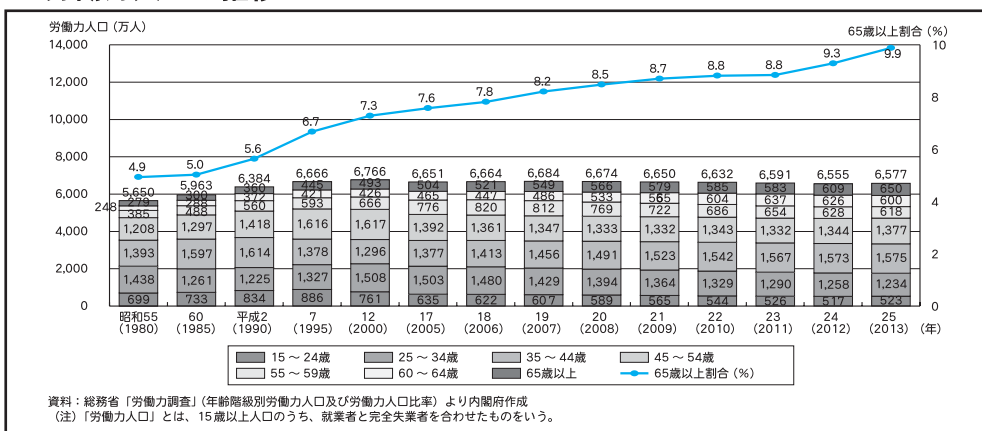
我が国の人口は、世界でも例を見ない急速な少子高齢化が進んでおり、2015年までには約3人に1人が60歳以上の高齢者となるものと見込まれています。

現在と同じ水準の就業率を維持するとすれば、今後、60歳以上、65歳以上の労働力人口は更に増加すると見込まれています。

■ 年齢区分別将来人口推計



■ 労働力人口の推移

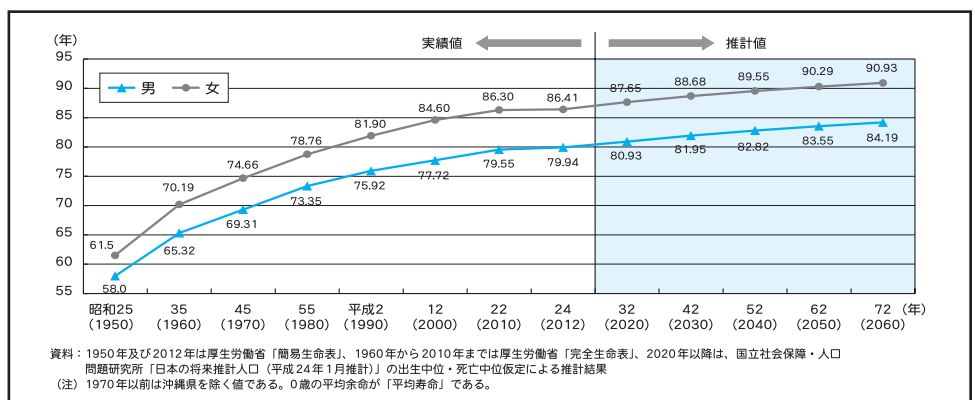


2 少子・高齢社会の問題点と高齢者の能力の活用

少子・高齢化が加速する中、労働力人口の減少が見込まれることによる日本経済の活力低下、若年世代に対する社会保障負担の増加、医療費等の財政負担の増加など、様々な問題点が指摘されています。

こうした中、現在の高齢者は昔に比べ体力や能力も高くまた平均寿命も伸びていることから、高齢者の知識、技能、経験等の能力を適正に評価し十分に活用することが必要となっています。同時に体力や余命に応じて高齢労働者自身にも意欲と能力を活かすための自主努力が求められる時代になってきています。

■ 平均寿命の推移と将来推計



3 生涯生活設計のすすめ

定年退職を境に、仕事を通じて作り上げた人間関係や生活環境は大きく変化することになり、それに伴って定年後の人生（セカンドライフ・ステージ）に対する不安も生まれてきます。

このような不安を払拭し、高齢期における生活をより充実したものとするためには、在職中から生活全般にわたる将来計画をたて、職業生活からの引退後の生活に向けた準備を整えておくことが大切です。

生涯現役で心豊かな生活を実現するための生涯生活設計セミナーも開催されていますので、一度検討するのもよいでしょう。

【セミナー一覧】		開始時間：14：00～16：00（一部10：00～12：00があります。）					
セミナー名	内容	講師	10月	11月	12月	1月	2月
(1) 生涯現役のすすめ	①生涯現役を目指すために大切なこと ②色々な人のさまざまな生き方 ③これから定年を迎える方への助言あれこれ	駒木 紀夫 労務管理サポート事務所 代表		22(土)			
(2) 高年齢期の働き方を考える	①企業の関係者が高齢者に期待すること ②歓迎される高齢者とは ③多様な働き方					13(火)	
(3) 公的給付を活かした60歳以降の選択肢	①公的給付制度の概要 ②60歳からの選択肢「活用と手続き方法」	犬飼 佳寿子 犬飼事務所 所長		17(月)			
(4) 心と体の健康管理と健康保険の知識	①健康保険の基礎知識 ②退職時の健康保険の選択と手続き ③いきいき健康づくり					24(土)	
(5) 50代からの生涯生活設計づくり	①失敗しない「退職金」運用法 ②知らずに損をしない「年金・保険」のポイント	玉井 徹 株式会社未来経営サポート 代表取締役社長		27(木) 10:00～ 12:00			
	①定年後の「10大リスク」対処術 ②介護制度の基礎知識					26(月)	
(6) 起業・税金の知識とワークライフバランス	①起業したい人が「やっておくべきこと」「知っておくべきこと」 ②中高年からの資格取得						14(土)
	①相続と相続税 ②所得税と確定申告		22(水)		11(木) 10:00～ 12:00		
(7) 生涯設計のためのエンディングノート活用法	①エンディングノートとは ②エンディングノートの書き方 ③今をよりよく生きるために終活という生涯設計	林 直子 FPオフィス結Yui 代表			18(木) 10:00～ 12:00		
(8) 生涯現役の為に考える親と自分の介護	①昔の介護、現代の介護 ②介護保険制度、成年後見制度		4(土)				9(月)
(9) 生涯現役をいきいき過ごすために・・・ライフプランの重要性	①高齢化社会を迎えて早く準備する老後資金の必要性について	小塚 達美 ブルデンシャル生命保険 株式会社名古屋中央支社 部長			6(土)		
	①誰もが直面する親の介護と相続「円満相続のために」		27(月)				16(月)
(10) 高齢期の就業と生活設計を考える	①高齢期のライフプランの必要性 ②いきいき健康づくり ③雇用保険・社会保険と税に関する基礎知識	有田 恵子 有田労務管理事務所 所長					25(木)

会 場：愛知県産業労働センター（ウインクあいち）17階セミナールーム（名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

対象者：55歳以上の方 定 員：30名（申込み先着順）

このセミナーは、公益財団法人愛知県労働協会が厚生労働省愛知労働局からの受託事業（生涯現役社会実現環境整備事業）で運営しています。

なお、セミナーの詳しいことについては、公益財団法人愛知県労働協会事業課労働教育グループにお問い合わせください。

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38愛知県産業労働センター（ウインクあいち）17階
電話：052-561-5862

4 退職準備生涯生活設計(PREP)チェックリスト

あなたは、これからの人生を充実した生きがいのある生活を過ごす自信をお持ちですか。つぎのチェックリストは、これから将来に向かっての生活に対するあなた自身の心がまえと準備の状況（生涯生活設計）について、現状を把握するためのものです。

「はい」か「いいえ」のどちらかにチェック☑してみてください。

質問	内 容	はい	いいえ
1	あなたの平均余命は、あと何年あるか知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	今の勤務先を退職するときのことを考えたことがありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	今後の人生で予想される不安について考えたことがありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	将来どういう生活をしたいか考えてみたことがありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	これからの生活のために、準備や計画していることがありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	現在のわが家の生活費が、どれ位かかっているか知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	職業生活引退後の収入は、おおよそどのくらいか知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	年金や税金について知っている方だとおもいますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	退職後の自分の資産状況の概算を把握していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	職業生活からの引退に備えて、経済的な対策を考え実行していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	自分の体質や既往症をよく把握していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	毎年定期的に健康診断を受けていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	明るく規則正しい生活をしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	栄養のバランスのとれた食生活をしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	心と身体のリフレッシュのため、自分に合った運動を続けていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	現在までの職歴や生活歴の中で、再就職に役立つ専門能力や特技またはセールスポイントを持っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	趣味やスポーツ・学習などの活動の数が5つ以上ありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	新しいことにチャレンジすることを好みますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	職業生活引退後の1日24時間を上手に活用する自信はありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	日々の家事（掃除・洗濯・買物・調理など）はできますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	家族や身近な人達とよく話し合ったり、相談したりしますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	近所の人たちとよく交際していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	親しい友人は10人以上いますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	困った時に相談できる人や場所を知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	地域の催しに参加したり、ボランティア活動に参加していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

● 診断のまとめ

「はい」の数を数え、つぎの基準により1～5のランク付けをしてみましょう。

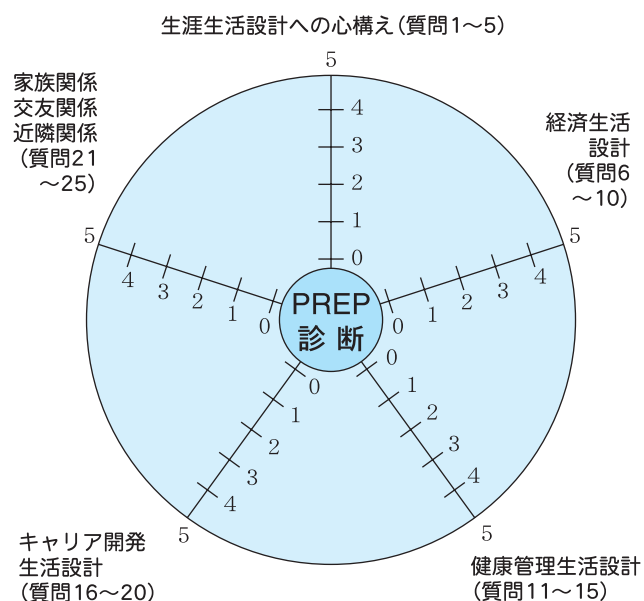
質問	質問の内容	「はい」の数
1～5	生涯生活設計への心構えはできているかどうか。	5 4 3 2 1
6～10	経済生活設計ができているかどうか。	5 4 3 2 1
11～15	健康管理生活設計ができているかどうか。	5 4 3 2 1
16～20	キャリア開発生活設計ができているかどうか。	5 4 3 2 1
21～25	家族・友人・近隣関係などについて認識や自覚を持っているかどうか。	5 4 3 2 1



● PREP診断の作成

「診断のまとめ」の結果を、質問の内容項目ごとに、「PREP診断図」に書き入れてください。作り方は、図のそれぞれの項目の5、4、3、2、1の目盛りに、自分のランクをマークし、最後に線で結んでください。

PREP診断図



● 診断 ●

0から、外円のそれぞれの5に位置されるほど、あなたの生涯生活設計に対する意識や認識も充分であり、将来の生活については、十分に準備ができている傾向を示すものと考えてください。

資料：一般社団法人中高年齢者雇用福祉協会「2014年度版ないすらいふ情報」

5 生涯経済プラン

■ 定年後最低必要な生活費

本人・家族の人たちの生活に対する考え方は千差万別であり、一概に論ずることは非常に難しいところですが、一般的なサラリーマンが60歳定年退職して、配偶者と2人で高齢期を過ごす場合に必要な普通の生活費用（本人が60～65歳未満）は次のように考えられます。

単位：円

費用種類	毎月費用	年間費用	年間総合計
食料	60,000	720,000	3,504,000
住居	15,000	180,000	
光熱・水道	20,000	240,000	
家具・家事用品	9,000	108,000	
被服及び履物	8,000	96,000	
保健医療	16,000	192,000	
交通・通信	24,000	288,000	
教養・娯楽	30,000	360,000	
その他消費支出（含む交際費）	65,000	780,000	
租税公課（所得・住民・固定資産・自動車等の税）	15,000	180,000	
健康介護保険・配偶者国民年金	30,000	360,000	
合計	292,000	3,504,000	

注）一戸建て住宅と土地（築10年程度）又はマンションを所有し、5歳年下の配偶者（専業主婦）と生活を共にする場合で、特別なローン残額はないものとしたときのものです。

上記のモデルでは、年齢域でどう変化するかを試算します。勿論、高齢期のどの時点で子供達と同居するか、どの様にして家庭を維持して行くかによって大きく費用は変化しますが、とりあえず2人だけで生活を続け、物価変動は考慮せず、80歳からは自家用車は使用しないと仮定します。

単位：千円

年齢域	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳
年間生活費	3,504	3,300	3,100	3,000	2,850

注）本人が65歳時点では、配偶者の国民年金保険料はなくなり固定資産税も軽減されるものとし、70歳では小遣も配偶者を含め2万円を減額（月額その他消費支出4万5千円）、75歳からは交通・通信、租税公課の減額を、また、いずれの年齢域でも特別出費はないものと仮定します。

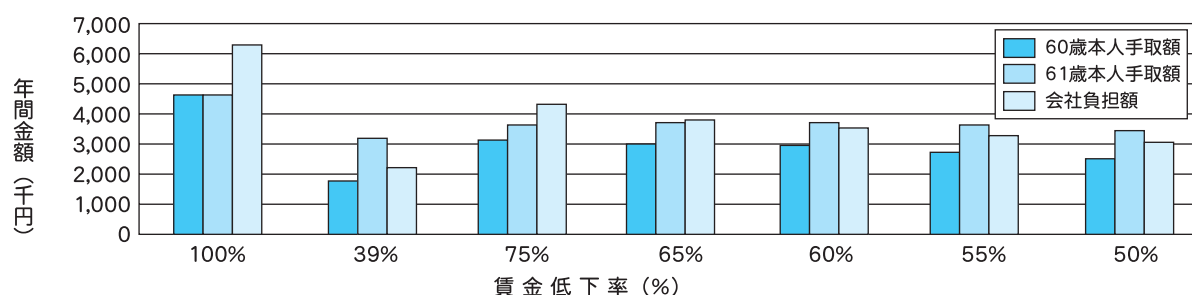
この試算では、本人、配偶者の傷病、家庭・親族の特別な慶弔費用は見込まず、これらの費用は別途と考えていますから、いわば、普通生活をする上での最低の費用ということになります。これら特別費用は生活の中で当然発生するものであり、貯蓄分等からの出費となる覚悟が必要でしょう。

6 賃金の決定と総合的な収入（年間手取り額）の試算

定年退職高齢者の年間収入試算（賃金＋年金＋高齢者雇用継続給付金）

① 報酬比例部分年金受給年齢時

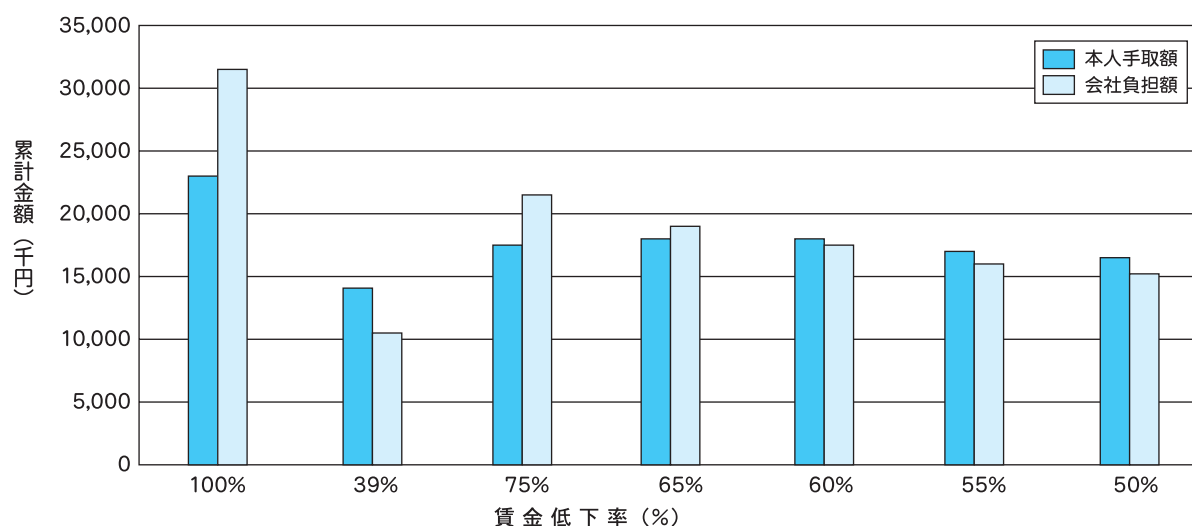
厚生年金報酬比例部分額 ￥1,322,000		(単位：千円/年間)					
就業条件	定年時	70%短時間	フルタイム勤務				
賃金低下率	100%	39%	75%	65%	60%	55%	50%
60歳本人手取額	4,604	1,938	3,152	3,073	2,997	2,774	2,548
61歳本人手取額	4,604	3,090	3,632	3,753	3,763	3,631	3,496
会社負担額	6,319	2,128	4,306	3,785	3,525	3,264	3,018
60歳年間収入額	5,560	2,370	3,720	3,562	3,446	3,184	2,922
61歳年間収入額	5,560	3,583	4,200	4,242	4,219	4,064	3,909
月額賃金	380	150	285	247	228	209	190
賞与	1,000	300	300	300	300	300	300
60歳年金額	0	0	0	0	0	0	0
61歳年金額	0	1,213	480	680	773	880	987
給付金額	0	270	0	298	410	376	342



② 本人手取額、会社負担額（60歳～64歳、5年間）

(単位：千円)

就業条件	定年時	70%短時間	フルタイム勤務				
賃金低下率	100%	39%	75%	65%	60%	55%	50%
本人手取額	23,020	14,298	17,680	18,085	18,049	17,298	16,532
会社負担額	31,595	10,640	21,530	18,925	17,625	16,320	15,090



■ 試算モデル

前項の図表①は、昭和29年10月2日生まれの配偶者のいる男性社員から継続雇用の希望があり、再雇用を検討している企業が賃金を決定するために賃金試算をしたものです。

再雇用希望者は、60歳到達時の賃金は38万円、勤務年数は42年（504月）、入社当時から厚生年金の被保険者であり、現在は子供たちも独立して奥さんと2人暮らし、健康で就労意欲も高く優秀な技能の持ち主です。

会社は、本人に社会保険事務所を訪ねて定年退職後の年金を調べて来るよう依頼し、その結果、61歳からの報酬比例部分の年金は、1,322,000円（月額約110千円）、65歳から全年金がもらえ、配偶者の加給を含み2,481,200円（月額約207千円、配偶者加給は年間386,400円）でした。

定年を迎える日本の平均的なモデル像を想定してみました。

前項の図表②は、60歳から64歳までの5年間の本人手取額と会社負担額を試算してみました。

■ 賃金額と就業形態の検討

フルタイム勤務と70%短時間勤務の場合について賃金計算してみました。

フルタイム勤務の場合は、社会保険・労働保険（雇用保険と労災保険）に加入、本人の収入は、賃金・在職年金・雇用継続給付金の合計額からそれぞれ保険料と所得税を差し引いた年間手取額（可処分所得）を表し、会社負担額もこれらの事業主負担分（労災保険料は4.5/1000とする）を考慮、賞与は年間30万円を出すことにしました。

60歳時は無年金となりますが、雇用継続給付金は支給されますので、前表①では60歳と61歳からの両方を試算しています。

70%短時間勤務の場合は、3/4未満の勤務ですから社会保険には加入せず、雇用保険・労災保険は加入していますが、賃金は月額15万円、賞与は比較のためフルタイムと同額を出すこととしています。

社会保険は国民健康保険のみに加入し全額本人負担です。

試算の結果は、61歳のフルタイム勤務の場合で賃金低下率55%から75%（月額で209千円から285千円）までは、年間手取額にはそれほど大きな差はありません。

60歳（無年金）から64歳までの5年間の累計手取額（前表②参照）では、65%賃金の場合が最大となりますが、60%賃金の場合との差はごくわずかな差（36千円）です。

以上の結果から、会社は本人と相談し、経営状況を考え、会社の負担額が60歳定年時の約55%とすることができ、かつ本人累計手取額で大差のない60%賃金の月額228千円とし、業績状況が良ければ、賞与を上方調整することとして賃金を決定しました。

本人も最初は、在職年金・雇用継続給付金を考慮せず75%賃金を希望していましたが、この試算をみて60%賃金とすることにしました。

このように、賃金決定にあたっては単に賃金だけを考えるのではなく、年金・給付金などを総合的に判断して、試算データをお互いに見て協議することが大切です。



II 退職金

1 退職金

退職金は、退職後の経済設計を考えるうえで、年金とともに二本柱ともいえる重要な収入源です。近年、労働者の高齢化に伴って退職金制度にも種々の変化がみられ、特に退職一時金の年金化が進んでいます。

退職金が一時金として支給される場合には、退職後の生活の基盤となるものですから、その運用については、元金の保証された確実なものであることを優先し、生活設計に合わせて計画的に運用することが必要です。

2 退職金と税金

退職金には通常、その支払を受けるときに所得税および復興特別所得税と住民税が源泉徴収または特別徴収されます。

退職金の支払を受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に提出している方は、源泉徴収だけで所得税及び復興特別所得税の課税関係が終了（分離課税）しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない方は、退職金の収入金額から一律20.42%の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますので、確定申告で精算することになります。

退職金に課される国税の計算方式については以下のとおりです。

■ 退職金課税のしくみ

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

↳ 1,000円未満の端数切捨て ↳ (表一) 参照

$$\text{所得税及び復興特別所得税の額} = ((\text{課税退職所得金額} \times \text{税率}) - \text{控除額}) \times 102.1\%$$

↳ (表二) 参照

(注)：役員等勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職金のうち、その役員等勤続年数に対応する退職金として支払を受けるものについては、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額が課税退職所得金額となります（上記『■退職金課税のしくみ』における課税退職所得金額の計算過程で2分の1を乗じずに計算します。）。

(表一) 退職所得控除額の計算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年超	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

注1：障害者になったことに直接基因して退職した場合は上記により計算した金額に100万円を加算します。

注2：勤続年数に1年未満の端数があるときは、これを1年として計算します。

(表二) 退職所得税額の速算表

課税退職所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	-
195万円超～330万円以下	10%	97,500円
330万円超～695万円以下	20%	427,500円
695万円超～900万円以下	23%	636,000円
900万円超～1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

■ 退職金にかかる税金の計算例（30年勤務した方が退職金を2,500万円受け取った場合）

退職所得控除額は $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (30\text{年} - 20\text{年}) = 1,500\text{万円}$

課税退職所得金額は $(2,500\text{万円} - 1,500\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 500\text{万円}$

所得税及び復興特別所得税の額は $(500\text{万円} \times 20\% - 42\text{万}7,500\text{円}) \times 102.1\% = 58\text{万}4,522\text{円}$ (1円未満切捨て)

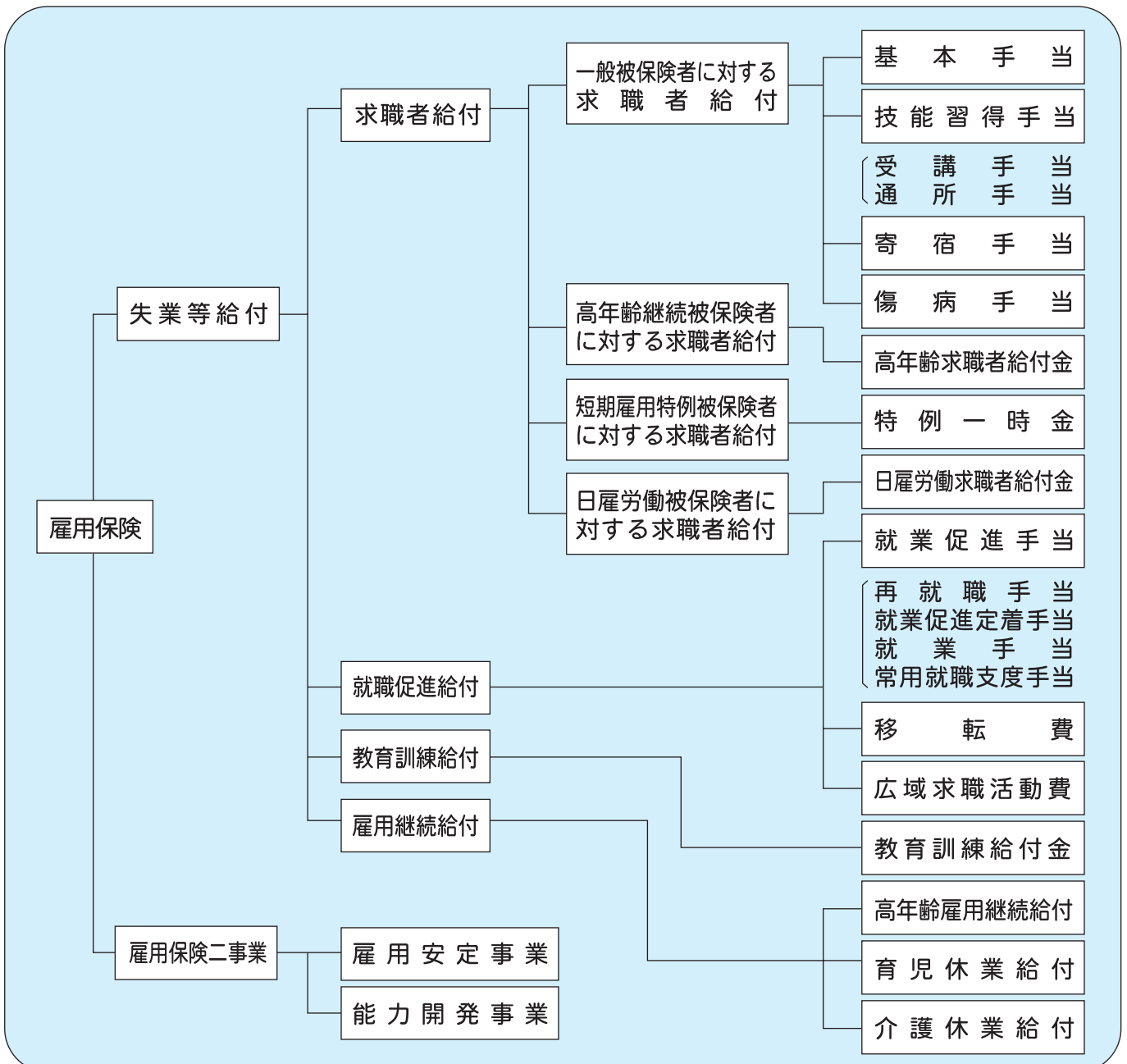
※この他に住民税として、500,000円特別徴収されます。なお、住民税に係る計算式については、市区町村で確認してください。

III 雇用保険制度

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等再就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

この目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行い、このための費用は、国・事業主・労働者の三者がそれぞれ負担することになっています。

1 雇用保険制度の概要



2 失業したときの給付

1 一般求職者給付

<基本手当>

(1) 受給資格及び被保険者期間

基本手当は、一般被保険者が離職し労働の積極的な意思及び能力（健康状態・家庭環境等）を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前2年間（疾病、負傷等の期間がある場合には最大限4年間）に賃金支払基礎日数11日以上の方が12か月以上あったときに受けることができます。

ただし、倒産・解雇等により離職した特定受給資格者又は、非正規労働者で雇い止めされた特定理由離職者に該当する場合は、離職の日以前1年間（疾病、負傷等の期間がある場合には最大限4年間）に賃金支払基礎日数11日以上の方が6か月以上あったときに給付を受けることができます。

■ 雇用保険への加入と保険料の負担 ■

◆被保険者となるのは…

労働者を一人でも雇っている事業所（法人でない5人未満の農林水産業は当分の間暫定任意適用）は適用事業所となり、そこに雇用される労働者は、原則としてその意思にかかわらず被保険者となります。

ただし、次の人は除外されます。

- ① 就職時の年齢が65歳以上の者
- ② 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ③ 同一事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（雇用保険の適用を受ける日雇労働者を除く。）
- ④ 季節的に雇用される者であって、4か月以内の期間を定めて雇用される者又は1週間の所定労働時間が30時間未満の者
- ⑤ 昼間学生
- ⑥ 船員法第1条の船員であって、漁船（政令で定めるもの）に乗り組むために雇用される者（1年を通じて船員として雇用される場合を除く。）
- ⑦ 公務員、これに準ずる者のうち、退職時の手当の内容が他の法令、条例等により雇用保険の失業給付の内容を超える者

◆被保険者の種類は4種類…

- ① 一般被保険者
- ② 高年齢継続被保険者
- ③ 短期雇用特例被保険者
- ④ 日雇労働被保険者

◆保険料の負担は…

賃金総額に、その事業に適用される雇用保険料率（下表参照）を乗じた額となります。
 なお、4月1日において満64歳以上の一般被保険者の保険料は免除されます。

平成26年度の雇用保険料率

事業の種類	保険料率	事業主負担	被保険者負担
一般事業	13.5/1,000	8.5/1,000	5/1,000
農林水産・清酒製造業	15.5/1,000	9.5/1,000	6/1,000
建設業	16.5/1,000	10.5/1,000	6/1,000

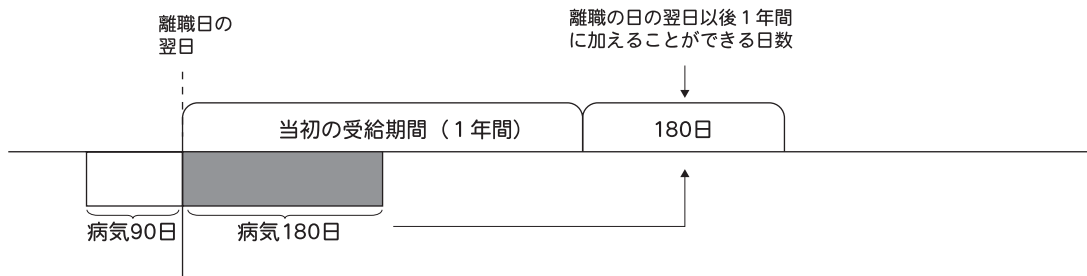
(2) 受給期間

受給期間は、原則として離職日の翌日から起算して1年間です。（その間に、後で述べる所定給付日数分を限度として基本手当が支給されます。）

ただし、次の事情で今すぐに職業に就くことができない人は受給期間の延長が認められます。

ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷、一定のボランティア活動等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合には、その日数を1年間に加えることができます。ただし、加えた後の期間は最大限4年間です。

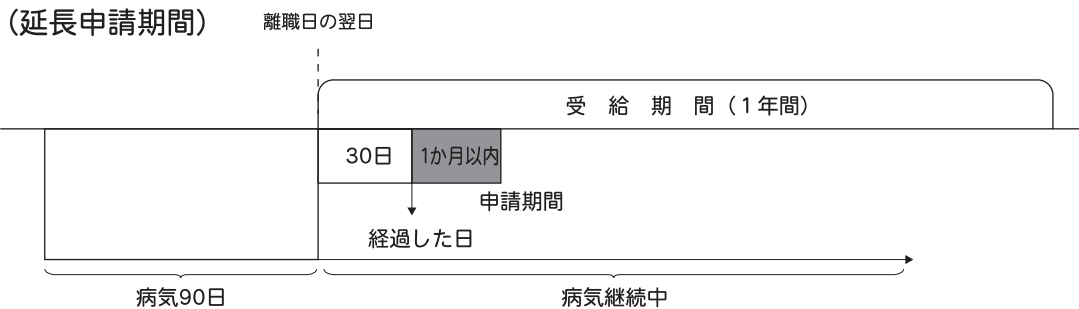
例えば、病気で離職した場合を図示すると次のとおりです。



※ 受給期間の延長の手続きは、離職後においてその状態が30日を経過した日の翌日から起算して1か月以内に、受給期間延長申請書に離職票（1及び2）と受給期間延長理由が確認できる証明書等を添え安定所に申請することになります。

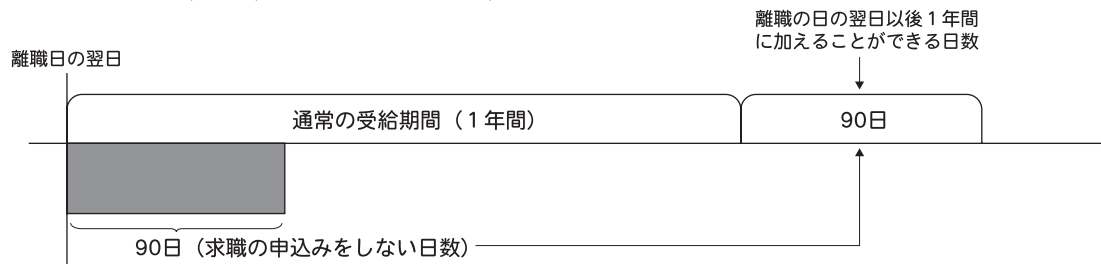
また、56歳以上で離職した場合は、高年齢雇用継続給付延長申請書も併せて提出が必要となります。なお、教育訓練給付についても、当該給付の支給要件期間を満たしている場合は、教育訓練給付適用対象期間延長申請書を提出して適用対象期間の延長をすることができます。

いずれの申請も本人が安定所に来所できないときは、郵送又は代理人でも手続きができます。（ただし、代理人による申請の場合は委任状が必要です。）



イ 定年退職者（60歳以上）等で一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合には、その求職の申込みをしないことを希望する期間を1年間に加えることができます。ただし、加えた後の期間は最大2年間です。

例えば、90日間の求職の申込みをしないと申し出た場合



※ 受給期間の延長のための手続きは、離職した日の翌日から起算して2か月以内に、受給期間延長申請書に離職票（1及び2）を添えて安定所に本人自身が申し出てください。

III 雇用保険制度

(3) 給付率及び日額（平成26年8月1日現在）

原則として離職前6か月間における平均賃金日額のおよそ45%～80%で、一定の基準により次表のとおり決められています。

年齢区分	賃金日額	基本手当日額
60歳未満	2,300円以上4,600円未満	賃金日額×100分の80
	4,600円以上11,650円以下	賃金日額×100分の80～100分の50
	11,650円超	賃金日額×100分の50
60歳以上65歳未満	2,300円以上4,600円未満	賃金日額×100分の80
	4,600円以上10,490円以下	賃金日額×100分の80～100分の45
	10,490円超	賃金日額×100分の45

ただし上限額・下限額が定められています。

ア 上限額は、年齢別により次のとおりになります。

イ 基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく1,840円（賃金日額 2,300円）となります。

*毎年8月1日に額が変更（引上げ又は引下げ）される場合があります。

年齢区分	基本手当日額上限	賃金日額上限
～29歳	6,390円	12,780円
30～44歳	7,100円	14,200円
45～59歳	7,805円	15,610円
60～64歳	6,709円	14,910円

(4) 所定給付日数

離職理由・離職の日の満年齢及び雇用された期間（被保険者であった期間）並びにその者が就職困難な者であるかどうかにより次のようになっています。

① ②及び③以外の全ての受給資格者（定年退職者や自己の都合等で離職した者）

算定基礎期間	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	90日	120日	150日

② 障がい者等の就職困難な受給資格者

年齢	算定基礎期間	1年未満	1年以上
45歳未満		150日	300日
45歳以上65歳未満		150日	360日

③ 特定受給資格者（倒産、解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた者及び、平成28年度末までの暫定措置として特定受給資格者と同じ所定給付日数となる受給資格者）

年齢	算定基礎期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満		90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		90日	150日	180日	210日	240日

注1) 基本手当は、離職の日の翌日から1年（所定給付日数が360日の受給資格者は1年と60日、330日の受給資格者は1年と30日）以内についてのみ支給されます。

注2) 基本手当と特別支給の老齢厚生年金との併給調整については26ページ参照

なお、安定所の指示により公共職業訓練を受ける場合の訓練延長給付等があります。

<技能習得手当>

受給資格者が安定所の指示により公共職業訓練を受講している間は、基本手当のほかに受講手当・通所手当などの技能習得手当を受給できる場合があります。

<傷病手当>

受給資格者が離職後安定所に来所し、求職の申込みをした後において15日以上引き続いて傷病のため職業に就けない状態となった場合、基本手当の日額に相当する額の傷病手当が所定給付日数の範囲内で支給されます。

2 高年齢求職者給付（一時金）

この一時金は、65歳前から引き続き同一の事業主に雇用されている「高年齢継続被保険者」が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前1年間（疾病、負傷等の期間がある場合には最大限4年間）に賃金支払基礎日数11日以上の月が6か月以上あったときに、高年齢求職者給付金が一時金として支給されます。

高年齢求職者給付金の額は、次の表の日数分の基本手当の額に相当する額です。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

3 受給者が再就職した場合の給付

＜再就職手当＞

受給資格者が、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上残して安定した職業（一年を超えて引き続き雇用されることが確実であること）に就いた場合であって、一定の要件に基づき支給されるもので、支給残日数の50%（支給残日数が所定給付日数の3分の2以上ある場合は60%）に相当する日数分に基本手当日額を乗じた額が支給されます。

なお、再就職手当の支給を受けることができる者が、同一の就職で高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合においては、併給調整により再就職手当の支給を受けたときは高年齢再就職給付金は支給されません。

＜就業促進定着手当＞

就業促進定着手当は、再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金の1日分の額が雇用保険の給付を受ける離職前の賃金の1日分の額（賃金日額）に比べて低下している場合、就業促進定着手当が支給されます。

支給額は、（離職前の賃金日額－再就職手当の支給を受けた再就職の日から6か月間に支払われた賃金額の1日分の額）×再就職の日から6か月間内における賃金の支払いの基礎となった日数（通常月給制の場合は暦日数、日給月給制の場合はその基礎となる日数、日給制や時給制の場合は労働の日数）となります。ただし、次のとおり上限額があります。

上限額：基本手当日額×基本手当の支給残日数に相当する日数（再就職手当の給付を受ける前の支給残日数）×40%

＜就業手当＞

支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象にならない形態（「安定した職業に就いた場合」以外）で就業（就職）した場合に、その就業日ごとに基本手当日額の30%（1円未満の端数は切捨て）が支給されます。（この手当が支給されると基本手当が支給されたとみなされます。）

＜常用就職支度手当＞

障害者又は就職日において45歳以上で雇用対策法等に基づく再就職援助計画の対象者等又は就職日において40歳未満である者で、これまで常用雇用の経験の少ない者等が、基本手当の支給を受け終わるまでに安定所又は職業紹介事業者の紹介（紹介状の交付を受けて）により安定した職業に就いた場合に、基本手当の36日分を上限とする額が支給されます。

※ 次の表のとおり上限額が適用されます。（平成26年8月1日現在）

■ 再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

	再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当
60歳未満	5,825円
60歳以上65歳未満	4,720円

■ 就業手当の1日あたりの支給額（基本手当日額の30%）の上限額

	就業手当
60歳未満	1,747円
60歳以上65歳未満	1,416円

<その他>

移転費、広域求職活動費などがあります。

4 年金と失業等給付との調整は

平成10年4月1日以降に受給権が発生する年金の受給権者が、失業給付を受ける間は年金は支給停止されることとなります。詳しくは年金事務所等（62ページ参照）へお問い合わせください。

5 自己啓発を支援する給付

<教育訓練給付金>

働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するとともに、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職の方に対しては、基本手当が支給されない期間について、受講に伴う諸経費の負担についても支援を行うことにより、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

(1) 一般教育訓練給付金

(支給対象者)

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上）あること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに3年以上（※）経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給。

※ 平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合はこの取扱は適用されません。

(支給額)

教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額となります。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

(2) 専門実践教育訓練給付金

(支給対象者)

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が10年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、2年以上（※1））あること、前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに10年以上（※2）経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給。

※1 平成26年10月1日前に旧制度の教育訓練給付金を受給した場合であって、初めて専門実践教育訓練を受給しようとする場合は2年、同年10月1日以降に旧制度の教育訓練給付金又は一般教育訓練給付金の支給を受けた場合は10年以上。

※2 平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合はこの取扱は適用されません。

(支給額)

① 教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%に相当する額となります。ただし、その額が1年間で32万円を超える場合の支給額は32万円（訓練期間は最大で3年間となるため、最大で96万円が上限）とし、4千円を超えない場合は支給されません。

② 専門実践教育訓練の受講を修了した後、あらかじめ定められた資格等を取得し、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された方又はすでに雇用されている方に対しては、教育訓練経費の20%に相当する額を追加して支給します。

この場合、すでに給付された①の訓練経費の40%と追加給付20%を合わせた60%に相当する額が支給されることとなりますが、その額が144万円を超える場合の支給額は144万円（訓練期間が3年の場合、2年の場合は96万円、1年の場合は48万円が上限）とし、4千円を超えない場合は支給されません。

(3) 厚生労働大臣指定講座

情報処理技術者資格、簿記検定、社会保険労務士等多彩な講座が指定されています。

(4) 教育訓練給付についても、基本手当と同様、適用対象期間の延長が認められます。

6 60歳以降も働き続ける方に高年齢雇用継続給付

60歳以上65歳未満の一般被保険者が、60歳時点（被保険者であった期間が通算して5年未満の者は5年となった時点）より一定割合以上賃金が低下した状態で働いているときは「高年齢雇用継続給付」が支給されます。

この給付には、基本手当を受給しない方を対象とする「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当を受給し安定した職業に就いた方を対象とする「高年齢再就職給付金」とがあります。

ここでは「高年齢雇用継続基本給付金」を中心に、その概要を紹介します。

(1) 支給対象者

被保険者であった期間が通算して5年以上であり、賃金が60歳時点に比べて75%未満に低下した場合に支給対象となります。

(2) 給付額

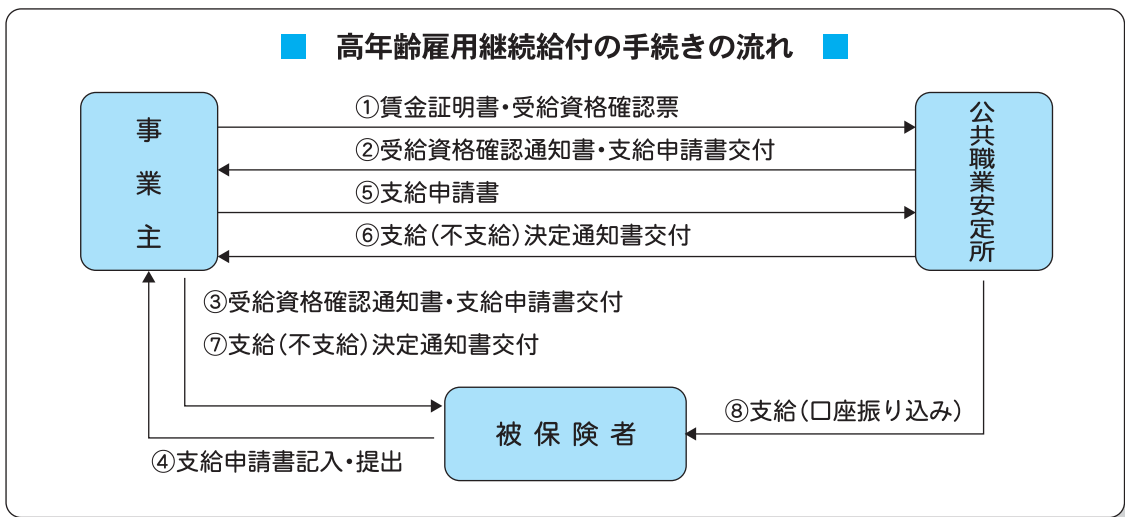
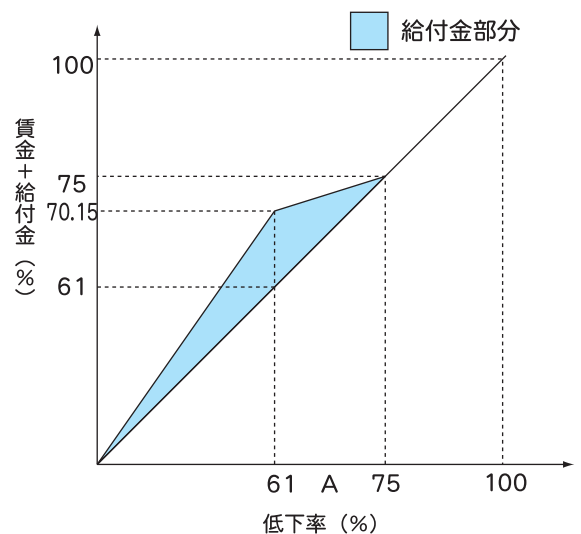
60歳以降の賃金の15%相当額（賃金が60歳時点の賃金の61%を超え75%未満の場合は、15%から0%の範囲で一定の率を60歳以後の賃金に乗じた額）が支給されます。

(3) 支給期間

65歳に達する日の属する月までの期間について支給されます。ただし、基本手当を受給した後に再就職した場合は、「高年齢再就職給付金」として基本手当の支給残日数が200日以上の場合は2年間、100日以上の場合は1年間を限度としてそれぞれ支給されます。

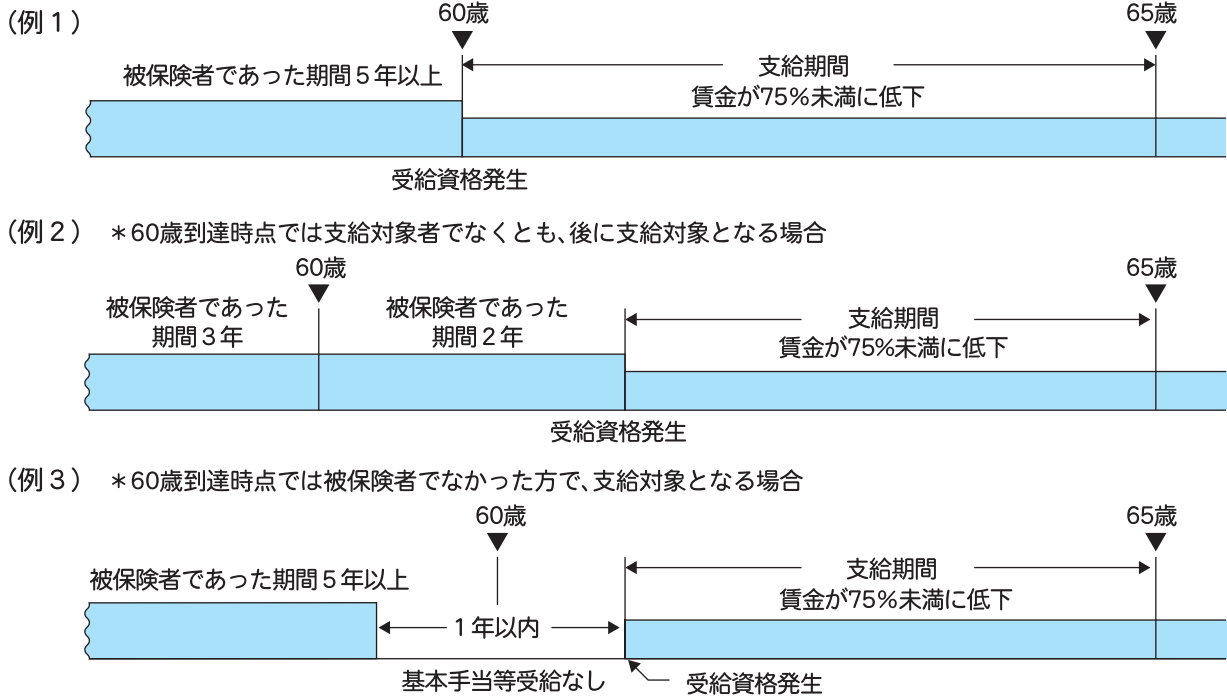
(4) 支給申請手続

この給付金の支給を受けるためには、原則として2か月に1度、支給申請書を働いている事業所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に提出してください。提出は、できるだけ事業主を通じて行ってください。



III 雇用保険制度

■ 高年齢雇用継続基本給付金の事例 ■



■ 高年齢雇用継続給付の給付金早見表（概算） ■

平成26年8月1日現在

		60歳到達時の賃金額						(単位:円)
		150,000	200,000	250,000	300,000	350,000	400,000	447,300以上
支給対象月の賃金額	100,000	8,170	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	120,000	0	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	140,000	0	6,538	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
	160,000	0	0	17,968	24,000	24,000	24,000	24,000
	180,000	0	0	4,896	27,000	27,000	27,000	27,000
	200,000	0	0	0	16,340	30,000	30,000	30,000
	220,000	0	0	0	3,278	27,764	33,000	33,000
	240,000	0	0	0	0	14,688	36,000	36,000
	260,000	0	0	0	0	0	26,130	39,000
	280,000	0	0	0	0	0	13,076	36,260
	300,000	0	0	0	0	0	0	23,190
	320,000	0	0	0	0	0	0	10,112
	340,000	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 早見表の給付金額は概算ですので、目安としてください。
 2. 給付金と支給された賃金との合計額が※上限額340,761円を超える額については支給されません。
 3. 給付金として算定された額が※下限額1,840円以下のときは支給されません。
 4. 毎年8月1日に※上限額及び※下限額が変更される予定のため、ご注意ください。
 5. 高年齢雇用継続給付と特別支給の老齢厚生年金との併給調整については26ページ参照

IV 年金制度

第1 国民年金

1 国民年金に加入する人

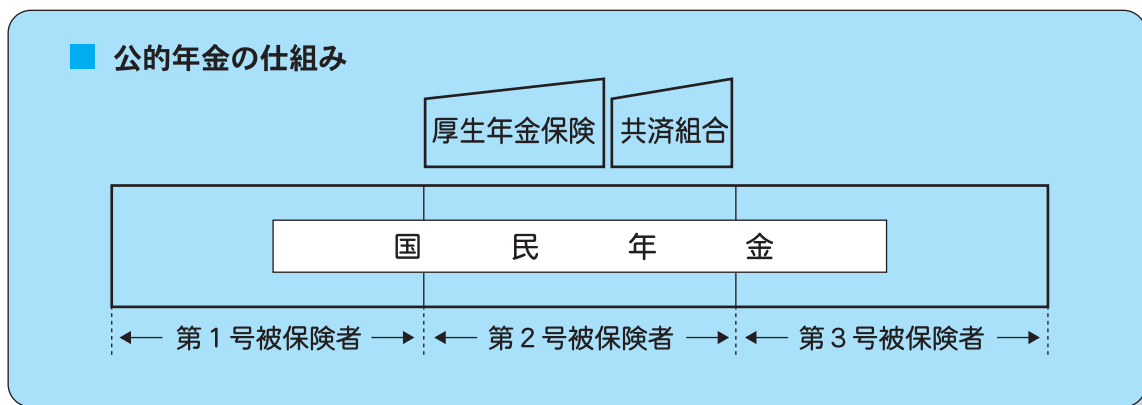
公的年金である国民年金、厚生年金保険、共済年金のうち、どの年金に加入するかということですが、自営業者、サラリーマンなどほとんどの人が国民年金に加入し、サラリーマンは、そのうえに職業により厚生年金保険や共済年金に加入することになります。

国民年金に加入する人は、職業などにより次の3種類に分けられています。

- (1) 20歳以上60歳未満の人で、日本国内に住んでいる自営業者や学生などとその配偶者
(第1号被保険者) → 国民年金として保険料を納める必要があります。
- (2) 厚生年金保険や共済組合の加入者
(第2号被保険者) → 保険料は厚生年金や共済年金制度として一括で払う形になっており、個別に納付する必要はありません。
- (3) 第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人
(第3号被保険者) → 保険料は、第2号被保険者が加入する制度全体で負担するので個別に納付する必要はありません。

2 国民年金は基礎年金を支給

国民年金は、公的年金制度の土台として、全国民に共通の基礎年金が受けられるようになっています。サラリーマンは、この国民年金に加え、厚生年金か共済年金が支給されます。国民年金は、いわば2階建て年金の1階部分を担うという位置づけになっています。



3 任意で加入する方法も

国民年金への加入は、原則として60歳までですが、ご自身の希望で60歳から65歳までの間、任意加入することができます。

任意加入することによって、受給資格期間不足の人が年金を受けられるようになったり、満額の年金にならない人がより高い年金を受けられるようになったりします。

また、65歳までに受給資格期間を満たしていない昭和40年4月1日以前生まれの人は、受給資格期間を満たすまで（70歳未満に限る）任意加入できます。

なお、海外に居住する20歳から65歳までの方も任意加入できます。

4 保険料は

自営業者など第1号被保険者の毎月の保険料は定額で、平成26年度は15,250円となっています。また、希望により月額400円の付加保険料を納めることもできます。（保険料は、納付期限までに納付することとなっています。）

5 65歳から老齢基礎年金を支給

国民年金から支給される基礎年金には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類があります。

ここでは、老齢基礎年金について詳しく説明します。老齢基礎年金は、保険料を納めた期間（保険料納付済期間）又は、保険料を免除された期間（保険料免除期間）がある人が保険料納付済期間、保険料免除期間、学生納付特例期間若年者納付猶予期間（受給資格期間には含みませんが老齢基礎年金額には反映しません。）及び国民年金に加入しなくてもよかった期間（合算対象期間）等を合わせて25年以上ある場合に65歳から支給されます。

老齢基礎年金の年金額（平成26年度の額）

（平成26年4月現在）

- 20歳から60歳になるまで（加入可能年数40年）の保険料をすべて納めると満額の老齢基礎年金が受けられます。

年金額（満額）＝年間 **772,800円**（月額 **64,400円**）

老齢基礎年金の計算式（国民年金保険料の免除等の期間があるとき）

$$\begin{array}{ccccccccc} \boxed{\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{納付済月数} \end{array}} & + & \boxed{\begin{array}{c} \text{全額免除} \\ \text{月数} \\ \times \\ 4/8 \end{array}} & + & \boxed{\begin{array}{c} \text{4分の1} \\ \text{納付月数} \\ \times \\ 5/8 \end{array}} & + & \boxed{\begin{array}{c} \text{半額} \\ \text{納付月数} \\ \times \\ 6/8 \end{array}} & + & \boxed{\begin{array}{c} \text{4分の3} \\ \text{納付月数} \\ \times \\ 7/8 \end{array}} \end{array}$$

772,800円 ×

40年（加入可能年数） × 12月

- （注）
- ・平成21年3月分までは、全額免除は6分の2、4分の1納付は6分の3、半額納付は6分の4、4分の3納付は6分の5にて、それぞれ計算されます。
 - ・20歳から60歳になるまでの第2号被保険者および第3号被保険者の期間も保険料納付済月数に含みます。
 - ・免除等期間について、あとから保険料を追納している期間は、保険料納付済期間に含みます。（学生納付特例、若年者納付猶予の期間は、保険料が追納されていない場合、年金額には反映されません。）
 - ・国民年金保険料の一部納付（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）の承認を受けた期間は、一部保険料を納めていない場合、未納期間扱いとなります。

6 支給開始年齢の繰上げ、繰下げ

【昭和16年4月1日以前に生まれた人】

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳からですが、66歳以降70歳までの希望する時から受給することができます。この場合には、年単位の申し出時の年齢に応じて、次表の割合で年金が増額されます。

また、60歳以上65歳未満の間に繰上げて受給することもできます。この場合には、年単位の請求時の年齢に応じて、次表の割合で減額した年金となりますが、65歳前に厚生年金保険から支給される特別支給の老齢厚生年金は支給停止となります。

■ 支給開始年齢繰上げ・繰下げによる支給率
(昭和16年4月1日以前に生まれた人)

繰上げ		繰下げ	
請求時の年齢	支給率	申し出時の年齢	支給率
60歳以上61歳未満	58%	66歳以上67歳未満	112%
61歳以上62歳未満	65%	67歳以上68歳未満	126%
62歳以上63歳未満	72%	68歳以上69歳未満	143%
63歳以上64歳未満	80%	69歳以上70歳未満	164%
64歳以上65歳未満	89%	70歳以上	188%

※昭和16年4月1日以前に生まれた人が繰上げ受給している間に再就職した場合、繰上げ老齢基礎年金はその間受給できません。

【昭和16年4月2日以降に生まれた人】

繰上げ、繰下げともに減額や増額のしくみが大幅に改められ、これまでの年単位から、月単位の請求時又は申し出時の年齢に応じて計算される方法となりました。

(老齢基礎年金の繰上げ請求の際の留意事項)

1. いったん繰上げ請求すると取り消しができない。
2. いったん繰上げ受給した場合、減額された年金額のまま生涯継続受給となる。
3. 受給権が発生した後は、原則として障害基礎年金は受けられない。

■ 支給開始年齢繰上げ・繰下げによる支給率

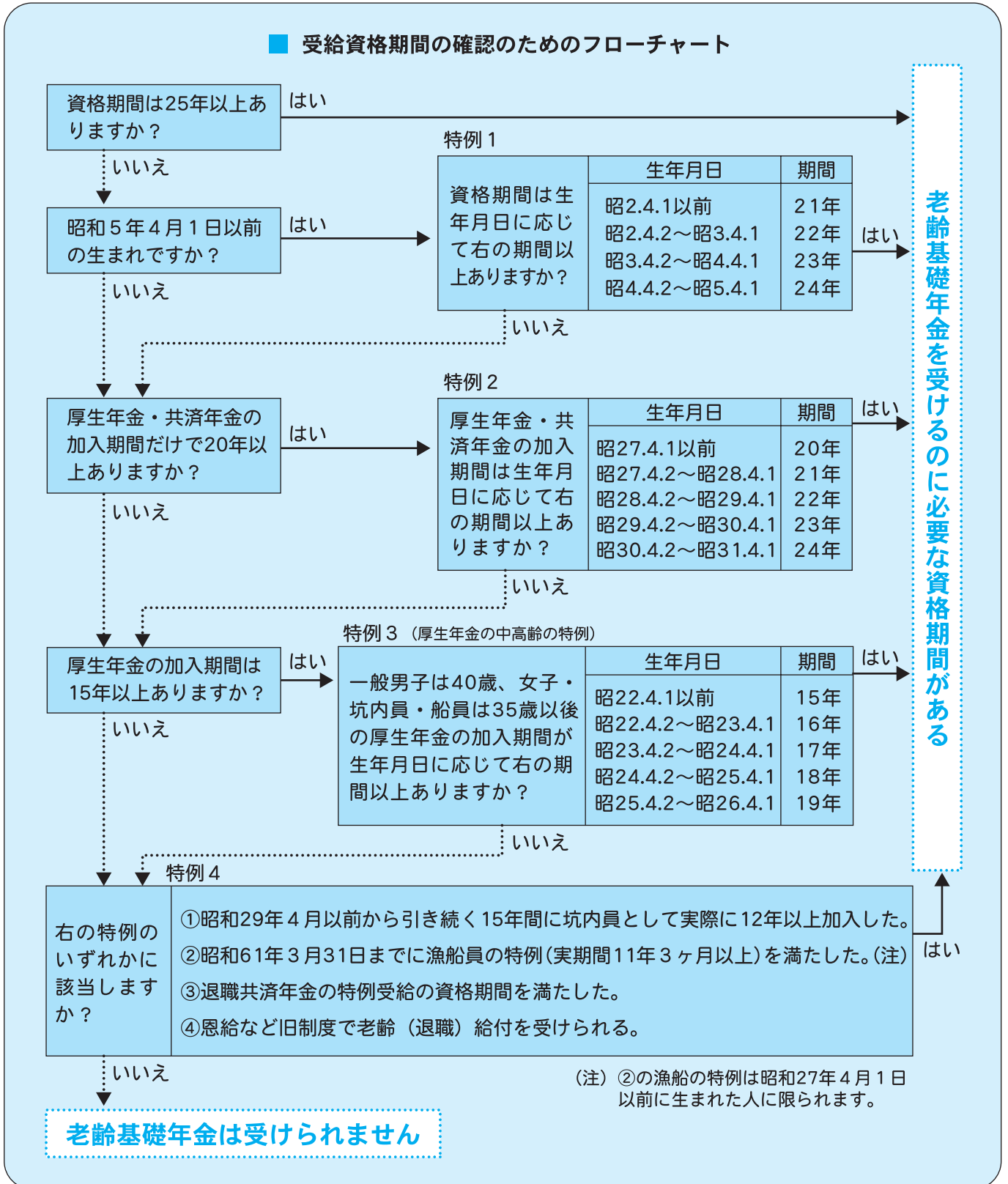
(昭和16年4月2日以降に生まれた人)

繰上げ		繰下げ	
請求時の年齢	支給率	申し出時の年齢	支給率
60歳0ヶ月～60歳11ヶ月	70%～75.5%	66歳0ヶ月～66歳11ヶ月	108.4%～116.1%
61歳0ヶ月～61歳11ヶ月	76%～81.5%	67歳0ヶ月～67歳11ヶ月	116.8%～124.5%
62歳0ヶ月～62歳11ヶ月	82%～87.5%	68歳0ヶ月～68歳11ヶ月	125.2%～132.9%
63歳0ヶ月～63歳11ヶ月	88%～93.5%	69歳0ヶ月～69歳11ヶ月	133.6%～141.3%
64歳0ヶ月～64歳11ヶ月	94%～99.5%	70歳0ヶ月以上	142.0%

(注) 繰上げ減額率 = $0.5\% \times$ 繰上げ請求月から65歳到達日の前月までの月数
繰下げ増額率 = $0.7\% \times$ 65歳になった月から繰下げ請求日の前月までの月数

7 老齢基礎年金の受給資格期間の短縮

老齢基礎年金の受給資格期間は25年ですが、この25年の資格期間を満たせない人には、生年月日などに応じて15年から24年に短縮するための特例があります。あなたが老齢基礎年金の資格期間を満たしているかどうかを、次のチャート図で確認してみてください。



第2 厚生年金保険

1 厚生年金保険は基礎年金に上乗せ支給

厚生年金保険は、基礎年金（国民年金）の“上乗せ給付”としての老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金が支給されます。

その年金額は、加入期間、加入中の平均標準報酬月額に応じて計算されます。

2 事業所ごとに加入

加入が義務づけられている事業所（強制適用事業所）と、加入は義務づけられていないが、従業員の2分の1以上の同意をもとに任意加入する事業所（任意適用事業所）とがあります。

このいずれかの事業所に勤務する70歳未満の人は、全員が被保険者となります。

厚生年金に加入すると個人ごとに「年金手帳」が交付されます。この年金手帳は、一生を通じて同一のものを使用しますから、大切に保管しなければなりません。

再就職などによって勤務先が変わったときは、新しい事業主にこの年金手帳を提出して、加入の手続きをとることになります。

業種 規模	製造業、土木建築業、 鉱業、物品販売業等		農林水産業、飲食店、 サービス業等	
	法人	個人	法人	個人
5人以上	○	○	○	☆
5人未満	○	☆	○	☆

○は強制適用事業所、☆は任意適用事業所

3 70歳以上でも任意加入

適用事業所に勤務していても70歳になると厚生年金保険の被保険者の資格を失います。

しかし、70歳以上になっても国民年金の老齢基礎年金等の受給資格期間を満たすことができない人は、在職中であれば資格を満たすまで任意に加入することができます（高齢任意加入被保険者）。

この場合の保険料は、原則として全額自己負担になります。ただし、事業主が同意すれば、事業主が保険料の半額を負担し、一般被保険者と同様に本人の半額負担額分を給料から控除して納めることができます。

4 保険料額は

加入者の月収（報酬）により決められる「標準報酬月額」及び支給回数が年3回以下の賞与の額から1,000円未満を切り捨てた「標準賞与額」に保険料率を乗じた額を、事業主と被保険者が2分の1ずつ負担します。

なお、賞与に対する1回あたりの賦課対象額は150万円が上限となります。

被保険者種別ごとの保険料率は右表のとおりになっています。

●保険料率（平成26年9月から適用）

一般被保険者	坑内員・船員	一般被保険者で 厚生年金基金 加入者	坑内員で 厚生年金基金 加入者
17.474%	17.688%	12.474%～ 15.074% の範囲内	12.688%～ 15.288% の範囲内

5 特別支給の老齢厚生年金

厚生年金保険に1年以上加入していた人が国民年金の老齢基礎年金に受給資格期間を満たしている場合は60歳以降に支給されます。

具体的には、26ページ「生年月日に応じた60歳代前半の老齢厚生年金の支給のかたち」のとおりです。支給される年金額は、24ページの「老齢厚生年金の計算式」のとおりとなります。

また、60歳以上65歳未満の方が会社に勤めて厚生年金保険に加入すると、特別支給の老齢厚生年金は給料と賞与によって決められる総報酬月額相当額と1ヶ月あたりの年金額との合計収入に応じて年金額の一部又は全部が支給停止となる場合があります。

具体的には、総報酬月額相当額（次の①の計算式による額）と基本月額（②の計算式による額）により在職支給停止額を算出し、老齢厚生年金の調整を行います。

① 総報酬月額相当額 [注] =

その月の標準報酬月額+その月以前の1年間の標準賞与額の合計額/12ヶ月

② 65歳までの基本月額=

特別支給の老齢厚生年金の年金額（加給年金額除く）/12ヶ月

[注] 総報酬月額相当額の考え方

(例) 4月の在職支給停止の基礎となる総報酬月額相当額

月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
標準報酬月額														●		
標準賞与額					●					●						

直近1年に受けた賞与

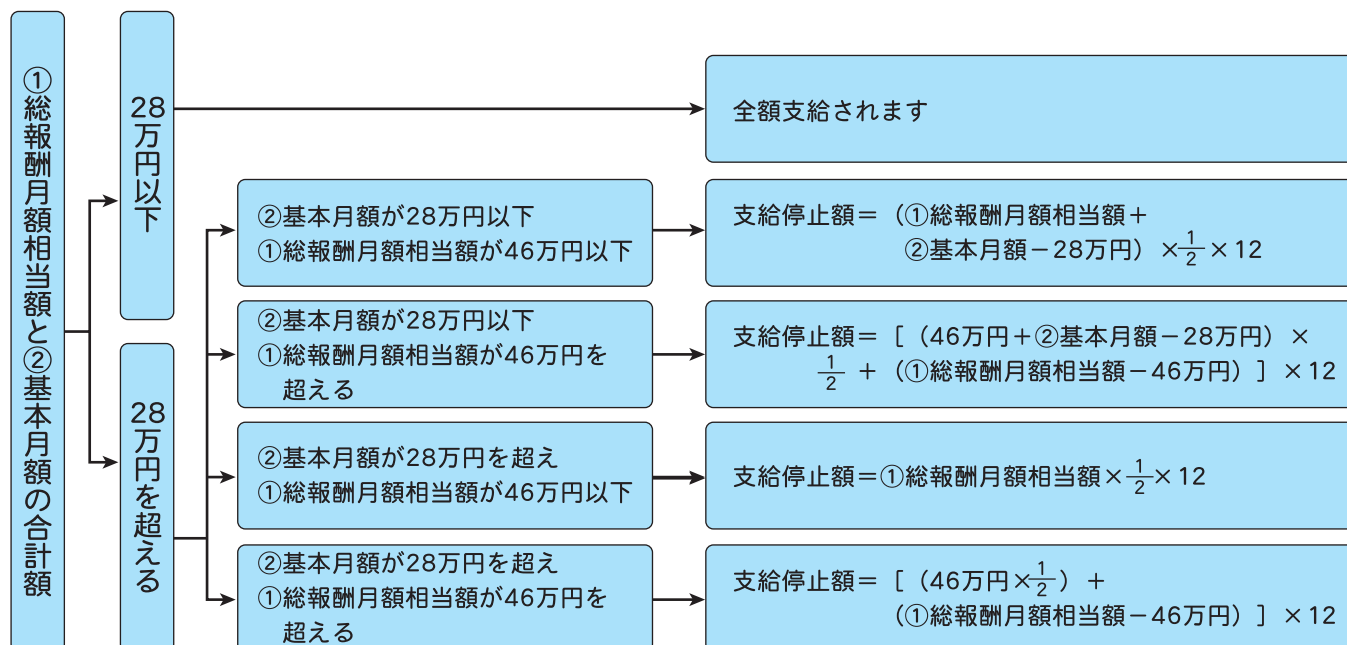
※この場合は、4月の標準報酬月額と、7月分及び12月分の標準賞与額の合計を12で割った額とを合わせた額が、総報酬月額相当額となります。

仮に、7月の標準賞与額を500,000円、12月の標準賞与額を700,000円とし、4月の標準報酬月額を360,000円とすると、総報酬月額相当額は次のようになります。

$$\text{総報酬月額相当額} = 360,000\text{円} + (500,000\text{円} + 700,000\text{円}) / 12 = 460,000\text{円}$$

※標準賞与額は支給された月における賞与額を端数処理（千円未満切捨て）したものとします。

60歳以上65歳未満の在職老齢年金の支給停止額の計算方法



※年金が全額支給停止になったときは加給年金額も支給停止されます。

■ 65歳以上の在職老齢年金の支給停止額の計算方法
 (70歳以上の人については昭和12年4月2日以降生まれの人から適用されます)

総報酬月額相当額と年金月額（報酬比例部分のみ）との合計額

46万円以下 → 全額支給されます。

46万円超 → 超える額の1/2が減額支給されます。

$$(総報酬月額相当額 + 年金月額 - 46万円) \times \frac{1}{2} \times 12$$

※老齢基礎年金は全額支給されます。

※ 平成19年4月からは、就労している70歳以上（昭和12年4月2日以降生まれに限る）の人の給料（報酬）や賞与について、事業主が届出をし、それに基づいて上記の計算がされます。なお、70歳以上の人の給料（報酬）賞与は、保険料賦課の対象とはなりません。

(S60年.附則別表第6)

● 女性の支給開始年齢の特例(S60.附則第58条)

厚生年金の加入期間が20年（35歳以降は15年）以上ある女性は、生年月日に応じて右表の年齢から支給されます。

生 年 月 日	支 給 開 始 年 齢
昭和 7 年 4 月 1 日以前	55歳
昭和 7 年 4 月 2 日～9 年 4 月 1 日	56歳
昭和 9 年 4 月 2 日～11年 4 月 1 日	57歳
昭和 11年 4 月 2 日～13年 4 月 1 日	58歳
昭和 13年 4 月 2 日～15年 4 月 1 日	59歳

6 65歳からの老齢厚生年金支給

厚生年金保険に1ヶ月以上加入していた人が、65歳になって国民年金の老齢基礎年金を受けられるときに、加入期間の平均標準報酬月額に応じて支給されます。

■ 老齢厚生年金の計算式

1 特別支給の老齢厚生年金（60歳から65歳までの間の支給）
 = 定額部分① + 報酬比例部分② + 加給年金額④

2 老齢厚生年金（65歳以降の支給）
 = 報酬比例部分の年金額② + 経過的加算③ + 加給年金額④

①定額部分 = 1,676円 × (生年月日に応じ次ページ乗率A) × 加入月数(上限あり*注) × スライド率(0.961)
 *平成6年改正により定額部分の支給開始年齢が男女別により生年月日に応じて段階的に引き上げられています。

②報酬比例部分 = (平成15年3月までの平均標準報酬月額 × (生年月日に応じ次ページ乗率B) × 平成15年3月までの被保険者月数 + 平成15年4月以降の平均標準報酬額 × (生年月日に応じ次ページ乗率C) × 平成15年4月以降の被保険者月数) × スライド率(1.031 × 0.961)

③経過的加算額 = 定額部分に相当する額 - 厚生年金保険に加入していた期間について受けられる老齢基礎年金の額

④加給年金額	配偶者	222,400円
*厚生年金の加入期間が20年以上ある場合に加算。	第1子・第2子	各222,400円
	第3子以降	各74,100円

*定額部分支給開始年齢に達した時点から支給。
 *老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に32,800円～164,000円が特別加算されます。
 *「子」とは、18歳未満に達する年度の3月末までにある者、又は20歳未満の1・2級の障害の状態にある者をいう。

*注	S. 4.4.1以前生	420月
	S. 4.4.2～S. 9.4.1生	432月
	S. 9.4.2～S.19.4.1生	444月
	S.19.4.2～S.20.4.1生	456月
	S.20.4.2～S.21.4.1生	468月
	S.21.4.2以降生	480月

平成12年度から、報酬比例部分の乗率は、5%適正化されました。

ただし、それにより計算した年金額がそれまでの乗率により計算した年金額を下回るときは、“従前額の保証”の規定により、適正化前の乗率が採用されます。

IV 年金制度

■ 公的年金乗率等早見表

(平成26年4月現在)

生 年 月 日	老 齢 厚 生 年 金				老 齢 基 礎 年 金	
	定額部分 乗 率 A	報 酬 比 例 部 分		配偶者の加 給年金額と 特別加算	加入可能 年 数	配偶者の 振替加算 額
		乗率B	乗率C			
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	1.458	8.91/1000	6.854/1000	259,600	33年	178,100
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	1.413	8.79/1000	6.762/1000	259,600	34年	172,000
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	1.369	8.66/1000	6.662/1000	259,600	35年	165,900
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	1.327	8.54/1000	6.596/1000	259,600	36年	160,000
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	1.286	8.41/1000	6.469/1000	259,600	37年	153,900
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	1.246	8.29/1000	6.377/1000	259,600	38年	147,800
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	1.208	8.18/1000	6.292/1000	293,100	39年	141,900
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	1.170	8.06/1000	6.200/1000	326,500	40年	135,800
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	1.134	7.94/1000	6.108/1000	359,900	40年	129,700
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	1.099	7.83/1000	6.023/1000	393,200	40年	123,800
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	1.065	7.72/1000	5.938/1000	393,200	40年	117,700
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	1.032	7.61/1000	5.854/1000	393,200	40年	111,600
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	105,700
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	99,600
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	93,500
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	87,600
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	81,500
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	75,400
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	69,500
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	63,400
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	57,300
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	51,400
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	45,300
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	39,100
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	33,300
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	27,200
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	21,000
昭和36年4月2日～昭和41年4月1日	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	15,200
昭和41年4月2日以降	1.000	7.50/1000	5.769/1000	393,200	40年	0

※報酬比例部分の乗率B.Cは、“従前額の保障”により計算する乗率です。

■ 生年月日に応じた60歳代前半の老齢厚生年金の支給のかたち

生年月日	支給開始年齢					男子					女子					坑内員・船員									
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
大正15年4月2日～昭和16年4月1日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	○	○	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	○	○	○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	○	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◎	◎	◎	◎	◎	◎
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日						○	○	○	○	○	○	○	○	○							◎	◎	◎	◎	◎
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日							○	○	○	○	○	○	○	○								◎	◎	◎	◎
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日								○	○	○	○	○	○	○									◎	◎	◎
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日									○	○	○	○	○	○										◎	◎
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日										○	○	○	○	○											◎
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日											○	○	○	○											◎
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日												○	○	○											◎
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日													○	○											◎
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日														○											◎
昭和41年4月2日～																									◎

- * ◎は特別支給（報酬比例部分＋定額部分）相当の老齢厚生年金、○は報酬比例部分相当の老齢厚生年金です。
- * 網掛け部分は、平成12年改正による改正部分です。
- * 障害者・長期加入者の特例に該当する場合、男子、女子のそれぞれについて、○を◎に読み替えてください。

■ 雇用保険と併給調整

●失業給付受給中の場合

定年などで退職し、次の就職先が決定するまでの間、従来は雇用保険法による失業給付（基本手当）と老齢厚生年金を同時に受給できました。

しかし、平成10年4月以後に老齢厚生年金の受給権が発生する人については、失業給付（基本手当）を受給している間は、老齢厚生年金が支給停止になります。

●高年齢雇用継続給付受給中の場合

雇用保険法に基づいて在職中の雇用保険被保険者（60歳～64歳）に支給される高年齢雇用継続給付と在職老齢厚生年金についても、従来は同時に受給できました。

しかし、平成10年4月以後に老齢厚生年金の受給権が発生する人から、高年齢雇用継続給付を受けている間、被保険者である間の年金の支給停止に加えて、標準報酬月額6/100に相当する額を上限として年金が支給停止されます。（高年齢雇用継続給付については15ページ参照）

7 その他の年金（参考）

障害厚生年金

◆ 障害厚生年金を受けられるとき

障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日（初めて医者にかかった日）のある病気やケガで、障害認定日に障害等級の1級～3級の障害の状態に該当した場合に支給されます。

* 障害認定日とは…病気やケガにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日、又は1年6か月を待たなくても症状が固定したときは、その日のことをいいます。なお、初診日のある月も前々月までに国民年金の保険料未納期間がある場合は、その未納期間が被保険者期間全体の3分の1以上ないことが必要です。ただし、初診日が平成28年3月31日以前のときは、初診日のある月の前々月までの一年間に未納がなければよいことになっています。

◆ 1級・2級のときは障害基礎年金も支給

厚生年金保険の被保険者は国民年金にも加入していますので、1級又は2級の障害の状態のときは、国民年金から障害基礎年金が支給されます。

したがって、障害の程度が1級又は2級の場合は、**障害基礎年金** + **障害厚生年金** が、3級又はそれより軽い場合は、厚生年金保険独自の給付として、**3級障害厚生年金** 又は **障害手当金** が支給されます。

遺族厚生年金

◆ 遺族厚生年金を受けられるとき

遺族厚生年金は、次の条件を満たす厚生年金保険の被保険者、又は被保険者であった人が死亡した場合に、その遺族に支給されます。

- ① 厚生年金保険の被保険者が死亡したとき
- ② 厚生年金保険の被保険者期間中の病気やケガで初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 1級又は2級の障害厚生年金を受けている人が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金を受けている人、又は受けられる資格期間を満たした人が死亡したとき

なお、上記①又は②の人は、死亡日の前日において死亡日のある月の前々月までに国民年金の保険料未納期間が、全体の3分の1以上ないことが必要です。ただし、死亡日が平成28年3月31日以前のときは、死亡日の前日において死亡日のある月の前々月までの1年間に未納がなければよいことになっています。

（遺族の範囲）

遺族厚生年金を受けられる遺族は、死亡した人に生計を維持されていた妻（又は夫）、子、父母、孫及び祖父母です。子・孫については、18歳に達する年度の3月末までにある者又は20歳未満の1・2級の障害の状態にある者、夫・父母・祖父母については、55歳以上の者（ただし、60歳までは支給停止されます。）。

◆ 子のある配偶者・子には遺族基礎年金も支給

遺族厚生年金を受ける人が、子のある配偶者又は子の場合には、同時に国民年金からも遺族基礎年金が支給されます。

したがって、子のある配偶者又は子が受けられる場合には、**遺族基礎年金** + **遺族厚生年金** が、子のない妻、夫、父母、孫及び祖父母が受けられる場合には、厚生年金保険独自の給付として、遺族厚生年金のみが支給されます。

（注）夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付とされます。

第3 年金と税金

1 年金収入と所得税・住民税

国民年金・厚生年金保険などの公的年金等や一定の生命保険契約等に基づく年金等を受け取ったときは、所得税法上の雑所得となり、所得税及び復興特別所得税と住民税がかかります。

2 雑所得の計算

雑所得の金額は、収入金額から必要経費を差し引いて計算するのが原則ですが、公的年金等を受け取った場合は、収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算します。

その計算方法は次のとおりです。

◆ 公的年金等に係る雑所得の速算表

	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満の方	70万円以下	0円
	70万円超 130万円未満	収入金額 - 70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額 × 0.75 - 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 0.85 - 78.5万円
	770万円以上	収入金額 × 0.95 - 155.5万円
65歳以上の方	120万円以下	0円
	120万円超 330万円未満	収入金額 - 120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額 × 0.75 - 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 0.85 - 78.5万円
	770万円以上	収入金額 × 0.95 - 155.5万円

※平成26年分については、65歳未満の方とは昭和25年1月2日以後に生まれた方、65歳以上の方とは昭和25年1月1日以前に生まれた方になります。

◆ 公的年金等以外の年金に係る雑所得の計算方法

$$\left[\text{公的年金等以外の年金の収入金額} \right] - \left[\text{必要経費} \right] = \left[\text{雑所得の金額} \right]$$

3 源泉徴収と確定申告

一定の金額を超える公的年金等や一定の生命保険契約等に基づく年金を受け取る時は、所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますが、これらについては年末調整が行われなため、確定申告で1年間の税金を精算することになります。この場合、源泉徴収票（原本）の添付が必要となります。

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。

注1：所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

注2：所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

■ 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

○よくある税の質問は国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載されています。
○携帯電話からもご利用いただけます。

タックスアンサー

検索

V 医療保険制度

医療保険は、病気やケガなどに備えて保険料を出し合い、万一の場合は、必要な治療費や手当金などを支給することによって、すべての人が安心して医療を受けられるようにつくられた社会保険制度です。

医療保険制度は、職域によって加入する制度が分かれており、会社・工場・商店などで働く人たちが加入する「健康保険」と農業や自営業を営む人々が加入する「国民健康保険」は、我が国の中心となる制度です。

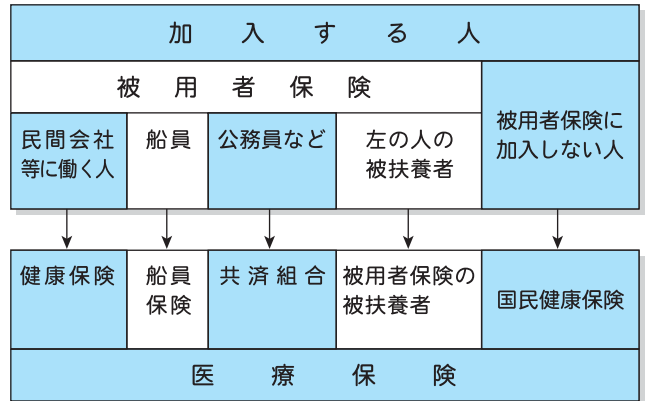
退職後の医療保険は、その人のおかれている立場によって異なってきます。

在職中は会社の健康保険などに加入し、会社など事務担当者が一切の事務手続きをしてくれましたが、退職後は自分自身で手続きをすることになります。

退職後の医療保険にどのような選択があるかをみますと、次の5種類が考えられます。

- (1) 再就職して健康保険の被保険者になる。
- (2) 健康保険又は共済組合の任意継続被保険者になる。
- (3) 健康保険又は共済組合の加入者の被扶養者になる。
- (4) 国民健康保険に加入する。
- (5) 国民健康保険に加入して、退職者医療制度の適用を受ける。(平成27年3月30日までに退職した方)

なお、75歳(65歳以上で一定の障害のある方を含む)になると後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に加入することになります。

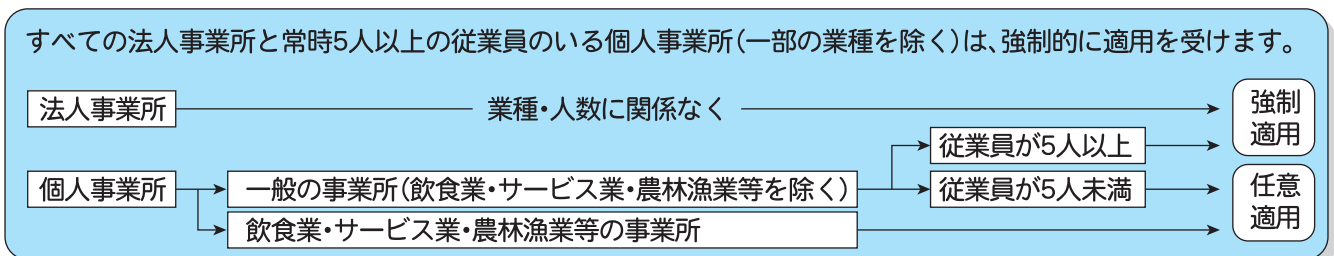


1 健康保険

- (1) 再就職して健康保険の被保険者になる

●適用事業所

加入を義務づけられている事業所(強制適用事業所)と加入は義務づけられていないが、従業員の2分の1以上の同意をもとに任意加入している事業所(任意適用事業所)に勤務する労働者は、必ず加入しなければなりません。強制適用事業所か否かは、業種や事業所規模等によって次のとおりです。



●70歳になってもそのまま加入

厚生年金保険は、70歳で資格を喪失しますが、健康保険は退職するまでそのまま加入します。

ただし、後期高齢者医療制度の被保険者となる75歳（広域連合の障害認定を受けた65歳以上75歳未満の方を含む）で資格喪失することになります。

●保険料

加入者の月収（報酬）により決められる「標準報酬月額」及び支給回数が年3回以下の賞与の額から1,000円未満を切り捨てた「標準賞与額」に保険料率^注を乗じた額を、事業主と被保険者が2分の1ずつ負担します。

なお、賞与に対する賦課対象額は、標準賞与額の年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）累計額540万円が上限となります。

※ 介護保険料（40歳以上65歳未満の被保険者）は、標準報酬月額に1.72%（平成26年度）を乗じた額を事業主と被保険者が2分の1ずつ負担します。

注）都道府県毎で保険料率は異なります。（愛知県は9.97%（平成26年度））

（2）健康保険の任意継続被保険者になる

定年などで退職すると、その翌日から健康保険の被保険者でなくなりますが、退職後も引き続き2年間は任意加入することができます。

ただし、在職中とほぼ同様の保険給付を受けることができますが、平成19年4月から傷病手当金・出産手当金の支給は廃止されています。

また、後期高齢者医療の被保険者となった場合は、2年を経過していなくても任意継続被保険者の資格を喪失します。

退職後、この任意継続被保険者となるか、国民健康保険に加入するかは、給付内容や保険料などを検討して決めるとよいでしょう。

●任意継続被保険者となる条件

ア 在職中の被保険者期間が被保険者でなくなった日までに継続して2か月以上あること。

イ 被保険者でなくなった日から20日以内に任意継続被保険者となるための届出を本人の住所地を管轄する全国健康保険協会の各都道府県支部（又は会社の健康保険組合）にすること。

●加入できる期間

任意継続被保険者となれる期間は、2年間です。

●保険料

保険料は、退職時の標準報酬月額と、その人の属している保険グループの標準報酬月額の平均額（協会けんぽは平成26年度においては28万円）のどちらか低い標準報酬月額^注に保険料率を乗じた額で全額自己負担となります。

※ 介護保険料（40歳以上65歳未満の被保険者）は標準報酬月額に1.72%（平成26年度）を乗じた額で全額自己負担となります。

注）都道府県毎で保険料率は異なります。（愛知県は9.97%（平成26年度））

（3）健康保険の加入者の被扶養者になる

定年退職などの後、職業から引退して、家族の被扶養者になるのも一つの選択です。

この場合、主として被保険者（子や配偶者）の収入によって生計を維持されているという条件が必要です。

本人は特別に手続きをする必要はなく、保険料の支払いもありません。被保険者である家族が手続きを行うこととなります。

●被扶養者の認定は、次により行われます。

ア 本人が各医療保険の加入者でないこと

イ 年収が130万円未満（60歳以上の方、又は障害者の方は180万円未満）で、被保険者の年間収入の2分の1未満であること

ウ その他、被扶養者として認定されるための一定の資格要件を備えていること

2 国民健康保険

●国民健康保険への加入（被保険者資格の取得）

退職後に健康保険に加入しない場合（①の（１）～（３）のいずれにもならない場合）は、本人及びその被扶養者とも被用者保険を脱退して住所地の市町村国民健康保険に加入します。14日以内に住所地の市町村に国民健康保険の被保険者資格の取得の届出をする必要があります。なお、国民健康保険は家族一人ひとりが被保険者ですが、被保険者資格の取得・喪失の届出は世帯単位で行うため、届出義務者は世帯主になります。

【退職被保険者としての届出】 ※平成27年3月30日までに退職された方が対象

国民健康保険の被保険者であって、厚生年金などの被用者年金の老齢年金の受給資格がある65歳未満の方（退職被保険者）及びその被扶養者は、退職者医療制度が適用され、「国民健康保険退職者被保険者証」が交付されます。退職被保険者に該当することとなった場合（退職後に年金受給権が発生した場合又は年金受給権発生後に退職した場合等）は、世帯主が、14日以内に住所地の市町村に關係書類（年金証書等）を提示の上、その旨を届け出ることとされています。退職者医療制度の適用を受ける場合であっても、保険料(税)や保険給付の内容は、一般被保険者と同じです。

【退職被保険者の適用条件】

1 退職被保険者(本人)

次のすべてに該当する方

- ・国民健康保険に加入している65歳未満の方
- ・老齢厚生年金や共済組合の老齢(退職)年金(国民年金を除く)の受給権のある方
- ・年金の加入期間が20年以上もしくは40歳以降に10年以上ある方

※平成20年4月から、退職者医療制度は廃止となりましたが、平成27年3月30日までに退職した退職被保険者が65歳になるまでは、経過措置として存続します。

2 退職被扶養者(家族)

被扶養者の範囲は健康保険の被扶養者に準じます。

※退職被保険者が65歳に到達した場合は、退職者医療制度の適用がなくなり、その方の被扶養者とあわせて国民健康保険の一般の被保険者になります。

●国民健康保険料（税）

保険料(税)は、市町村ごとにその実情に応じてきめられることになっており、基本的には、所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割を組み合わせ世帯単位で計算されます。

納入義務者は世帯主です。

●一部負担金の割合

国民健康保険により医療機関等を受診する場合の一部負担金の割合は、右表のとおりです。(平成26年4月1日現在)

区 分	一般被保険者		退職被保険者等	
	世帯主	その他	本人	被扶養者
義務教育就学 ～70才未満	3割	3割	3割	3割
義務教育就学前	—	2割	—	2割
7570 歳 未 以 上	一般(※)	2割 (1割)	/	
	現役並所得	3割		

※「70歳以上75歳未満(一般)」は本来は2割ですが、特例措置により平成26年3月31日以前に70歳に達している方(誕生日が昭和19年4月1日までの方)は、1割とされています。

●後期高齢者医療制度への移行

満75歳(※)に到達した場合は、後期高齢者医療制度に移行するため、国民健康保険の被保険者資格を喪失することになります。

※満65歳以上で一定の障害により後期高齢者医療の被保険者資格の認定を受けた場合も後期高齢者医療制度に移行します。退職被保険者(本人)が65歳から後期高齢者医療制度に移行した場合、当該退職被保険者の被扶養者は、国民健康保険の一般被保険者になります。

VI 定年前後の主な手続き

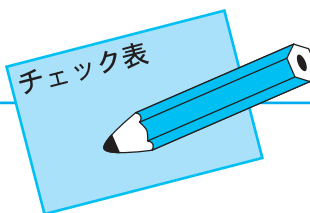
在職中の厚生年金、健康保険、雇用保険の加入や所得税等ほとんどの事務手続きは勤務先の会社において行われますが退職後は自ら行うこととなります。不明な点は関係機関に問い合わせるなど、事前に準備をしておくといでしょう。

	雇用保険 (基本手当)	健康保険	厚生年金保険	税 関 係
〈手続き先〉	公共職業安定所 (居住地) →所在地・電話を確認	○組合健保は会社 ○協会けんぽは全国健康保険協会の各都道府県支部 ○国保は市区町村役場(居住地)	年金は年金事務所 (会社の管轄)	税務署(納税地) →所在地・電話を確認
	離職票の受領方法を会社の担当者に確認	健康保険の任意継続か、国民健康保険かを選択	年金手帳の有無を確認(なければ再交付を申請)	退職所得の受給に関する申告書を会社に提出
〈退職日〉		健康保険証を返却		◇会社から退職年の源泉徴収票受領 (・給与所得の源泉徴収票 ・退職所得の源泉徴収票)
〈退職後〉	会社から離職票受領 失業等給付(求職)の手続(すみやかに)	任意継続の手続(20日以内)または国民健康保険加入手続(14日以内)	退職に伴う配偶者の国民年金種別の変更手続(14日以内)	
	求職活動	国民健康保険加入者は退職被保険者等資格取得届を提出(※)	特別支給の老齢厚生年金の給付を申請(受給資格ができてから5年以内だが、なるべく早く)	
	指定された日に安定所に行き失業の認定を受ける(4週間に1回)	※平成27年3月30日以前に退職された方	◇年金証書到着 ◇特別支給老齢厚生年金の受給開始	
	◇失業等給付の基本手当の受給開始 ◇失業等給付の基本手当受給終了(再就職、給付日数の終了又は受給期間の満了)		日本年金機構へ扶養親族等申告書を提出(毎年11月頃)	税務署へ確定申告書を提出(翌年2月16日～3月15日)

公共職業安定所は
58ページ参照

年金事務所は
62ページ参照

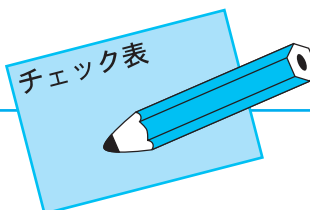
税務署は
63ページ参照



雇用保険の失業等給付申請書類

- 雇用保険被保険者離職票 1 と 2
- 運転免許証等
 - 本人確認、住所及び年齢が確認できる官公署の発行した写真付のもので、
 - A 運転免許証 又は B 住民基本台帳カード（本人写真付）
 - 上記A、Bがない場合は、次のいずれか2種類（C、D、Eのうち各1種類で合計2種類）の書類を提示してください。
 - C 旅券（パスポート） D 住民票、住民票記載事項証明書又は印鑑証明書
 - E 国民健康保険被保険者証又は健康保険被保険者証
- なお、上記以外の確認書類についてはハローワークにご確認ください。
- 印鑑（自筆により署名される場合は不要）
- 顔写真（たて3cm×よこ2.5cm）2枚
- 本人名義の普通預金通帳

※不明な点は居住地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。



老齢厚生年金の裁定請求書類

- 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書
- 雇用保険被保険者証
- 雇用保険受給資格者証（受給手続き後にハローワークから交付される）
- 印鑑
- 基礎年金番号通知書・年金手帳又は被保険者証（本人・配偶者）
- 戸籍謄本
- 世帯全員の住民票
- 本人又は配偶者の（非）課税証明書（市区町村の税務課で交付）
- 請求者本人名義の預金通帳

※裁定請求をされる方により異なりますので年金事務所にお尋ねください。

■ 職業選択にあたっての事前チェックリスト

職業選択にあたって、自分の今までに培った経験・技能・知識や今後の生活環境なども考慮のうえ、以下のような項目について、こだわりたい項目には「○」を、特にこだわりたい項目には「◎」を、こだわらない項目には「×」を記入するなどにより、自らが希望する条件などを改めて明確にするとともに、ご家族の考えも整理してみてもいいでしょうか。

項 目	あなたは		ご家族は		話し合いの結果	
	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回
1 現在の生活水準を維持できる収入を確保したい						
2 経営内容がよく、発展的な会社で働きたい						
3 これまでと同じような仕事がよい						
4 残業の多い仕事は避けたい						
5 リーダーシップを発揮できるようなポストに就きたい						
6 社会貢献できるような仕事がしたい						
7 今までとは全く違った仕事がしたい						
8 自分自身で満足のできる仕事がしたい						
9 技能、知識、経験、資格等を活かせる仕事がしたい						
10 同世代の従業員が多い職場がよい						
11 通勤に便利な場所で働きたい						
12 からだを動かして行うような仕事がよい						
13 非常勤やパートタイムなどの仕事がよい						
14 過度に負担の多い仕事は避けたい						
15 対人関係に気を使わない職場がよい						
16 福利厚生のしっかりした会社で働きたい						
17 賃金はできるだけ高い方がよい						
18 交替勤務や不規則勤務は避けたい						
19 自分のペースでできる仕事がよい						
20 企業規模は大きい方がよい						
21 勤務時間は今までと同じようなものがよい						
22 今まで勤めていた会社と関連のある職場がよい						

この他にもこだわりたい項目があればリストアップするなどして、希望する条件をできるだけ具体的に把握することは効率的な職業選択に役立つことでしょう。

ご家族の考えと相違しているような項目については、今後5～10年間くらいの生活を想定したうえで、よく話し合ってみましょう。

また、実際に求職活動を進める中で、改めて同じ項目について再確認してみることも参考となるでしょう。

4 愛知の求人・求職の状況

愛知県の雇用失業情勢は、平成20年9月のリーマンショックを契機とする世界的な経済の冷え込みの影響を受け急激に悪化、その後有効求職者数も15万人以上に達し、平成21年8月には有効求人倍率が0.47倍まで低下しましたが、同年秋以降は緩やかながら改善が進み、約2年後の平成23年11月によりやく1倍台（1.01倍）に到達、完全失業率も同年10-12月期には3.3%まで低下しました。

その後、平成24年末あたりから極端な円高が是正され、輸出型企業の業績改善をはじめ、北米における景気の持ち直しもあり、自動車産業における業績の回復が関連する製造業のみならず幅広い産業へ拡がり、景気は回復基調が続いています。

また、平成26年4月には、消費税率が引き上げられましたが、とりわけ増税前には駆け込み需要で生産・消費とも活発となり、企業からハローワークへ多くの求人が申し込まれました。

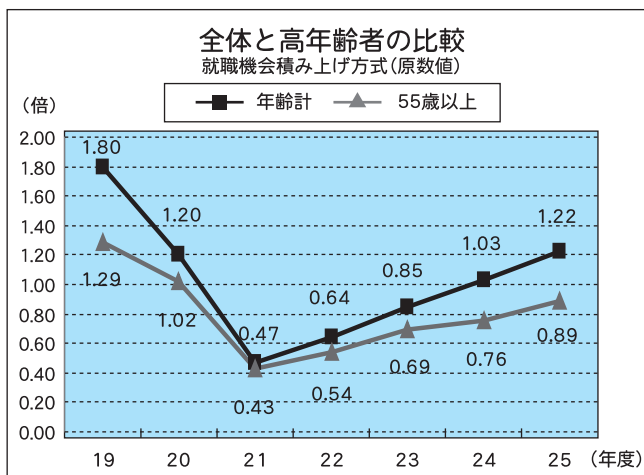
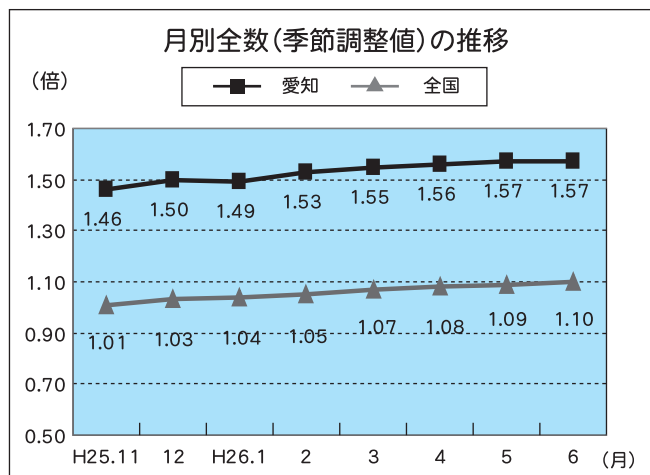
景気回復を背景に、求人が増加する一方、求職者は減少していますので、有効求人倍率も平成26年6月には1.57倍まで上昇し、様々な分野で人手不足感が拡がる中、労働力確保が課題となっています。

このように求人の総量は増加しているとはいえ、企業の先行き不透明感から、正社員の求人より非正規の求人の増加が著しいのが最近の傾向となっています。

注) 有効求人倍率とは、ハローワークの窓口で仕事を探している人1人当たりの求人の数を表したものです。

全体的に数値が高くなるほど求職者は仕事に就きやすくなり、求人者にとっては人手不足となります。

有効求人倍率の推移（パートを含む）



■ 高年齢者の雇用環境

高年齢者（55歳以上）の有効求人倍率はリーマンショックの影響を受け、平成21年度に0.43倍まで低下しましたが、その後は徐々に持ち直し、最近の景気回復を背景に、平成24年度は0.76倍、平成25年度には0.89倍まで上昇しています。しかしながら、若年者の求人倍率と比べますと改善が遅れていますし、全体（年齢計）の1.22倍と比べても、まだまだ低い水準にとどまっています。

また、平成25年度の55歳以上の就職率は21.9%と全体の25.7%と比べ低く、特に65歳以上の就職率は13.1%とかなり低い水準にあります。

このように高年齢者を取り巻く雇用環境は依然として厳しく、いったん離職すると再就職が厳しい状況が続いています。

注) 年齢別有効求人倍率は、個々の求人について、求人数を対象となる年齢階級〔5歳刻みの11階級〕の総月間有効求職者数で除して当該求人に係る求職者1人当たりの就職機会を算定し、全有効求人についてこの就職機会を足し上げること（就職機会積み上げ方式）により算出しています。

5 再就職のための公的機関

■ ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークは、国が運営する地域の総合的雇用サービス機関で、愛知県内に出張所を含め18ヶ所設置されています。プライバシーに配慮した窓口で職業の相談、紹介、雇用保険の受給手続きの他、就職に関するさまざまな情報を提供しています。

○相談は…専門の職員に加え、早期再就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）等が相談に応じます。

○求人情報は…求人情報提供端末（タッチパネル式）により、希望条件にあった求人情報が素早く検索できます。（求人票の見方は次ページを参照してください。）

○あっせんは…求職者の希望も考慮し、求人条件と求職者の知識・経験・技術等を照らし合わせて、条件に合った企業を紹介します。

○雇用保険の受給の手続きは

…制度の内容は、9ページを参照してください。

○ハローワークインターネットサービス

…全国の求人情報、雇用保険の受給手続きなど、さまざまな情報を検索できます。

<https://www.hellowork.go.jp>

■ あいちマザーズハローワーク

子育てしながら就職を希望している方に対して、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、個々のニーズに応じたきめ細やかな就職支援を行うためのハローワークです。（雇用保険に関する事務は行っていません。）

■ 名古屋人材銀行

管理職や実務経験のある専門的、技術的職業に従事してきた40歳以上の方を対象にパソコンによる独自の情報検索システムを整備して職業相談、職業紹介を行っています。（雇用保険に関する事務は行っていません。）

■ ふるさとハローワーク（地域職業相談室）

県内の10市の市役所内等に併設され、ハローワークと連携して、職業相談、紹介、雇用情報の提供を行っています。（雇用保険に関する事務は行っていません。）

■ 農林漁業就職支援コーナー

農林漁業の就業・就農等を希望する方に、求人情報、農地情報、市民農園情報をはじめとした各種情報を提供しています。（雇用保険に関する事務は行っていません。）

各機関の所在地などは 58～59ページを参照ください。

求人票の見方

1 求人番号

ハローワークはこの番号を使って求人票を整理しています。求人番号が分かれば全国のハローワークでも求人票を確認できます。また、ハローワークインターネットサービスの「求人番号」も同じ番号を使っています。

2 就業場所

勤務する場所です。勤務の所在地と就業場所が異なる場合があります。

3 雇用形態

この求人に応募して採用された場合の雇用形態です。

- ・正社員
- ・正社員以外（契約社員・準社員・嘱託等）
- ・常用型派遣
- ・登録型派遣

の4種類で表示されています。

（注）「常用型派遣」とは1年以上引き続き雇用される型で派遣される労働者として、派遣元事業主に雇用され、派遣先企業を希望する人が派遣先企業に勤務し、派遣先が契約に基づいて派遣元事業主に期間を定めて雇用され派遣先企業を希望すること。

4 雇用期間

あらかじめ雇用する期間が設定されている求人があります。この場合契約更新の有無等の情報は備考欄に掲載されています。

5 必要な経験等・免許資格

求人者が最も重視する条件の一つです。あなたの経験、資格と照らし合わせてみてください。100であれば尚可[100(優遇)]の場合もありますが、基本的には条件を満たしている方を望んでいると思った方が良いでしょう。

6 年齢

年齢制限がある場合でも緩和される場合があります。窓口でご相談ください。

フルタイム

パートタイム

パートタイム

（注意）
月給制=フルタイム
時給制=パートタイムではありません。

7 毎月の賃金（税込）

a欄：いわゆる基本給（税込）です。金額に幅がある場合、応募者の経験等により決まります。面接時等で確認してください。

b欄：必ず支払われる手当が記載されています。

c欄：個人の条件により、支払状況が異なるような手当が記載されます。例えば扶養手当や、歩合給等がこれに該当します。

通勤手当は通勤手当欄に記載されていますが、詳しくは面接時等で確認いただくことをお勧めします。

8 賃金形態

月給制：1ヶ月単位で算定される定額で支給されるものです。

日給月給制：1ヶ月の定額ですが、年次休暇以外の欠勤分は差し引かれます。会社・個人の業績により変動することがありますので、ご確認ください。

日給制：1日の定額で労働日数分が支給されます。

時間給制：1時間の定額で労働時間分が支給されます。

9 昇給・賞与

この欄に記載された内容は採用された場合に保証される条件ではなく、前年度の実績に関する情報です。会社・個人の業績により変動することがありますので、ご確認ください。

10 就業時間

あなたの働ける時間はどのくらいですか。交替制の有無も確認しましょう。複数のパターンが記載されている場合、交替制でないものと、これらの中からいずれかを指定するものがありますので、ご注意ください。

求人番号 23020-6007212-1

求人事業所名
OO株式会社
〒453-0000
愛知県名古屋市中区名駅南0-0-0
ホームページ <http://www.oo.co.jp>

2 仕事の内容等
販売企画
店舗内部門の売上を管理し、日々の状況を報告する。また、各部門の部長と連携の上、各部門の売上アップのための戦略を取りまとめることにも、店舗全体の相乗効果が出るような販売戦略をまとめ、実行する。

3 雇用期間の定めなし
試用期間 1ヶ月
試用期間終了後 2年以上
必要経験 高級部門管理経験2年以上
必要免許・資格 普通自動車免許（AT限定）

4 雇用期間の定めなし
試用期間 1ヶ月
試用期間終了後 2年以上

5 必要な経験等・免許資格
高級部門管理経験2年以上
普通自動車免許（AT限定）

6 年齢
不問

7 a+b 258,000円 ~ 408,000円
賃金形態 月給制
賃金 毎月 258,000円
手当 毎月 10,000円 ~ 40,000円
通勤手当 毎月 8,000円 ~ 8,000円
住宅手当 毎月 5,000円 ~ 5,000円
2ヶ月後 円
その他 円
賞与 毎月 25日
退職金 あり
加入 退職金
加入 退職金
加入 退職金

8 賃金形態 月給制
賃金 毎月 258,000円
手当 毎月 10,000円 ~ 40,000円
通勤手当 毎月 8,000円 ~ 8,000円
住宅手当 毎月 5,000円 ~ 5,000円
2ヶ月後 円
その他 円
賞与 毎月 25日
退職金 あり
加入 退職金
加入 退職金
加入 退職金

9 労働条件等
労働時間 月平均労働日数 22.3日
勤務時間 月平均労働日数 22.3日
勤務時間 月平均労働日数 22.3日

10 就業時間
就業時間 月平均労働日数 22.3日
勤務時間 月平均労働日数 22.3日
勤務時間 月平均労働日数 22.3日

11 試用期間
試用期間 1ヶ月
試用期間終了後 2年以上
必要経験 高級部門管理経験2年以上
必要免許・資格 普通自動車免許（AT限定）

12 年齢
不問

11 時間外
時間外 月平均労働日数 22.3日
勤務時間 月平均労働日数 22.3日
勤務時間 月平均労働日数 22.3日

12 休日・週休二日制
休日 月平均労働日数 22.3日
勤務時間 月平均労働日数 22.3日
勤務時間 月平均労働日数 22.3日

13 選考方法
選考方法 面接
面接 月平均労働日数 22.3日
勤務時間 月平均労働日数 22.3日
勤務時間 月平均労働日数 22.3日

14 選考結果
選考結果 合格
合格 月平均労働日数 22.3日
勤務時間 月平均労働日数 22.3日
勤務時間 月平均労働日数 22.3日

15 試用期間
試用期間 1ヶ月
試用期間終了後 2年以上
必要経験 高級部門管理経験2年以上
必要免許・資格 普通自動車免許（AT限定）

16 年齢
不問

※求人票の内容は、事業主の方が明示した募集条件です。採用時の賃金・労働時間等の労働条件については、事業主の方と再度確認してください。

就業場所の地図は求人票の裏面にあります。選考場所は就業場所と異なる場合があります。応募を希望する場合求人内容についてのお問い合わせがある場合には、窓口でご相談ください。

6 「求職活動支援書」を活用する

事業主は、解雇等により離職することが予定されている45歳以上65歳未満の者（離職する予定の中高年齢者）が希望するときは、在職中のなるべく早い時期から主体的な求職活動が行えるよう、その中高年齢者の職務の経歴、職業能力その他の再就職に資する事項等及び事業主が講ずる再就職援助の措置を明らかにする書面（「求職活動支援書」）を作成・交付しなければならないこととされています。（中高年齢者の雇用の安定等に関する法律第17条）

◆「求職活動支援書」に盛り込まなければならない内容◆

- ① 離職する予定の中高年齢者の氏名、年齢および性別
- ② その中高年齢者が離職する日（決定していない場合には、離職することとなる時期）
- ③ その中高年齢者の職務の経歴（従事した主な業務の内容、実務経験、業績、達成事項を含む）
- ④ その中高年齢者が有する資格、免許、受講した講習
- ⑤ その中高年齢者が有する技能、知識その他の職業能力に関する事項
- ⑥ その中高年齢者が自ら職務経歴書を作成するときに参考となる事項、その他再就職に資する事項
- ⑦ 事業主が講じる再就職援助の措置の内容

＜再就職援助措置の具体例＞

- 再就職に役立つ教育訓練、カウンセリング等の実施、受講などのあっせん
- 求職活動（会社訪問、教育訓練受講、資格試験勉強等）のための休暇の付与
- 在職中の求職活動に対する経済的支援（上記休暇中の賃金支給、教育訓練等の実費相当額の支給など）
- 民間の再就職支援会社への委託
- 求人開拓、求人情報の収集・提供、関連企業などへの再就職あっせん

「求職活動支援書」は厚生労働省令で定められた事項の記載があるものであれば、特に様式を定めるものではありませんが、厚生労働省では、ジョブ・カード制度における「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」を「求職活動支援書」として活用することを推奨しています。

なお「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」の様式は、厚生労働省のホームページから入手してください。（http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/index.html）

「求職活動支援書」の一般的な様式例

求職活動支援書（様式例）			
雇用保険被保険者番号	-	生年月日	作成日
氏名	年齢	性別	離職予定日
希望する職種・条件等 （本人記載欄）	希望職種 （希望条件） （その他特に希望すること）		
	職務の経歴・業績など （※会社概要） （事業内容） （資本金） （従業員数） （事業所数） （※最終年収）		
資格・免許・受講した講習等 （その他の技能、知識等）	（資格・免許・受講した講習等） （その他の技能、知識等）		

※本求職活動支援書は、本人から記載した事項及び事業主が知り得た事項を記載したものであり、その内容を証明する書類ではありません。

（求職活動支援書様式例 つづき）

氏名	主な措置の種類	措置の具体的内容	時期・期間
本人の希望等を踏まえて事業主が行う再就職援助措置	ア	再就職準備セミナー・講習会等の実施・受講あつせん	
	イ	カウンセリング等の実施・あつせん	
	ウ	教育訓練などの実施・受講・あつせん	
	エ	求職活動のための休暇の付与	
	オ	求職活動に関する経済的な支援	
	カ	再就職支援会社への委託	
	キ	関連企業等への再就職のあつせん	
	ク	その他	
作成事務所	名称 代表者 所在地	氏名	
再就職援助担当者	所属部署	電話番号	

（求職者の方へ）
ハローワークで求職相談を行う場合に、この支援書を活用するときは、希望する職種・条件等の欄に記入の上、受付に提示してください。

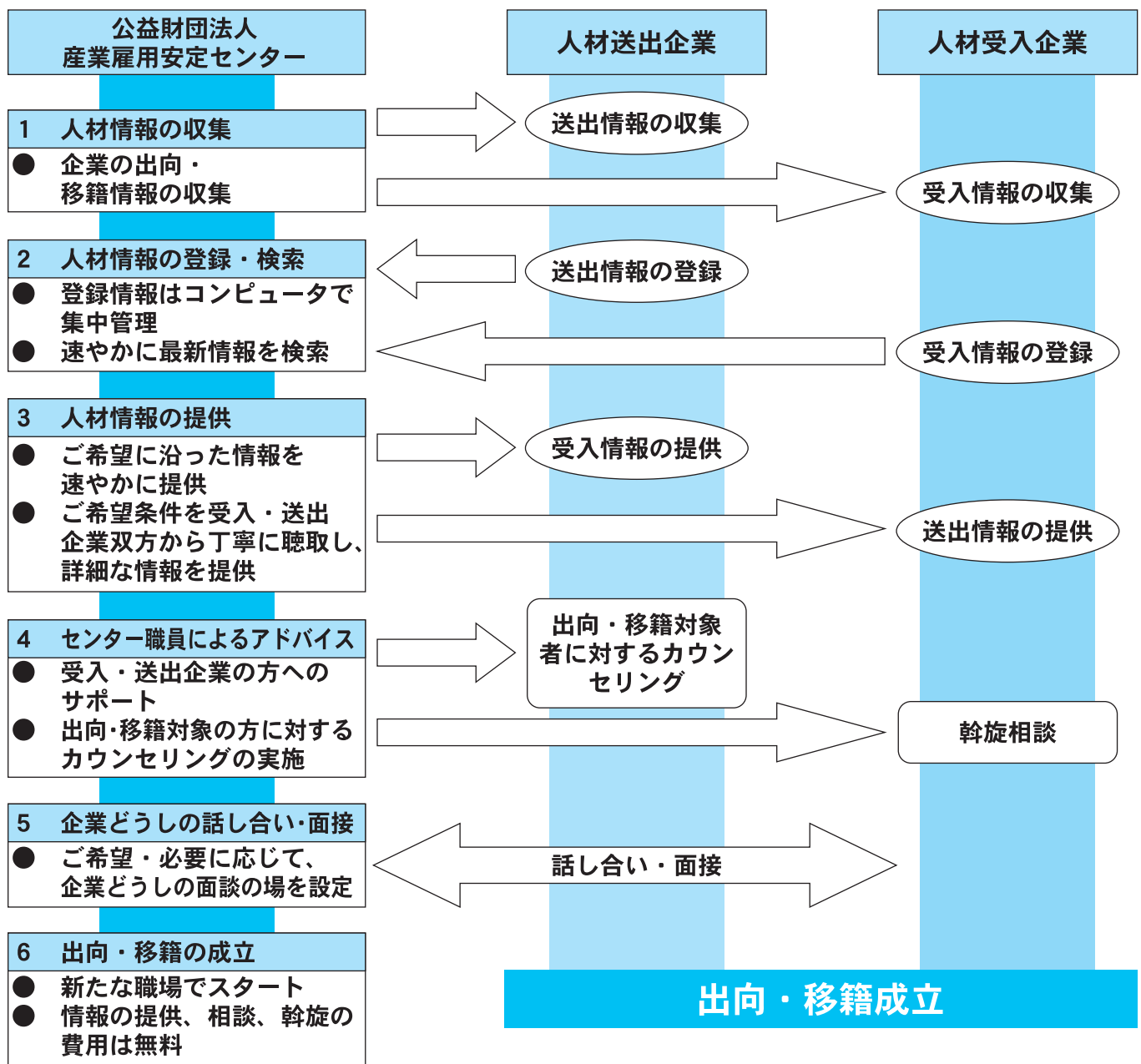
7 在職中の再就職支援

公益財団法人 産業雇用安定センターは、全国に都道府県事務所を設置し、全国ネットを通じて出向・移籍等についての相談、人材情報の収集及び提供を行っています。

※人員整理などの雇用調整により離職を余儀なくされる在職者を対象に支援しております。

※申込に当たっては企業を通じて行うことになります。

センターの出向・移籍等支援システム



問い合わせ先

公益財団法人 産業雇用安定センター 愛知事務所
〒450-0003 名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル14階
電話 052-583-8876

8 採用面接のポイント

採用面接の際、急場しのぎで取り繕おうとしても、うまくいかないことが多いようです。事前の準備を心がけましょう。

想定質問ベスト7

1

なぜ当社に応募したのですか？

(志望動機評価)

面接の留意点

- 面接官が一番ききたいところです。
- 通り一遍の応えは厳禁
- 会社を徹底的に調査研究し、会社の特徴をつかみ、自分は何かできるのか、どのように貢献できるかを伝えましょう。

2

今までの会社でどんな仕事をしていましたか？

(経歴評価)

面接の留意点

- 職務経歴書と照らし合わせ、矛盾しないよう事前に頭に入れておくことが大切です。
- 役職や肩書きを聞いているわけではありません。

3

今までの仕事で「やりがい」を感じたことは？

(職務評価)

面接の留意点

- 昔の事例より最近の事例をあげることがポイントです。
- チームワークの中での実績をあげた取組みを具体的に説明してください。
- ※個人を強調しすぎないように注意

4

あなたが勤めていた会社と当社では大分社風が違うようですが、やっていける自信はありますか？

(環境適応力評価)

面接の留意点

- 面接官が「合・否」の判定を迷っている場合よく出る質問です。
- 単に「やっていける自信があります。」と答えるのではなく、新しい環境に対する順応力を積極的に伝えましょう。

5

異業界に転身する不安についてお聞かせください。

(転身尺度評価)

面接の留意点

- 未知の予測で不安を述べるのは、どうでしょうか。
- 答えのポイントは志望動機、業界調査研究が完璧なら、意欲的な気持ちが相手に伝わり、好意的に受け取っていただけるでしょう。

6

サラリーマンとして、最も大切なことは、どのようなことだと思いますか？

(企業観尺度評価)

面接の留意点

- 長い経験の中で企業と個人の関わり、チームワーク、上下関係、組織など、理論ではなく、自分の体験を基にした答えを用意してください。

7

ご希望の給与額に応じられない場合、採用を辞退されますか？

(希望条件変更編)

面接の留意点

- 予め、定年後の生活設計は年金受給金額が軸になりますのでどの位譲歩できるか決めておきましょう。

第2 資格取得等に関する各種制度

1 ビジネス・キャリア検定試験

● ビジネス・キャリア検定試験の目的

ビジネス・キャリア検定試験は、事務系職種の幅広い分野を対象とした職業能力検定試験を実施することによって、我が国の雇用の安定と産業の健全な発展に寄与することを目的としています。

事務系職種の労働者又は労働者になろうとする者の職業能力の評価を、全国統一的かつ適正に実施することを通じて、労働者がその能力にふさわしい職務に就くこと、その能力のさらなる向上に努めること及び労働者になろうとする者がその能力にふさわしい職業に就くことを支援します。また、企業等においては、試験の評価結果を活用することにより、労働者の適正な採用、配置及び処遇の適正化促進に役立てていただけます。

● ビジネス・キャリア検定試験の特徴

ビジネス・キャリア検定試験は、技能系職種における技能検定に並び、国が定める職業能力評価基準に準じて、事務系職種の幅広い分野をカバーする、唯一の包括的な職業能力検定試験です。

幅広い試験分野をカバーしていますので、事務系の職種にとって必要な知識を体系的に把握することが可能となり、また、等級制をとっていますので、受験する人にとっては、より上位の試験を目指すことにより、職業能力向上の目標設定に役立ちます。さらに、企業等においては、社員等の職務能力を判断する基準として活用することができます。

● 学習支援のご案内

○ 標準テキスト

受験対策はもちろんのこと、ビジネス・パーソンの自学自習用教材、企業における集合研修用教材、就職を控えた学生・内定者の事前学習用教材としてもご利用いただけます。

○ 認定講座

中央職業能力開発協会では、「ビジネス・キャリア検定試験」の試験区分に対応した教育訓練講座を認定しています。受験対策に、体系的な学習に、是非ともご利用下さい。

<平成26年度ビジネス・キャリア検定試験 後期実施日程>

区 分		後 期 日 程
受験申請受付期間	個 人	平成26年11月25日（火）～平成27年1月5日（月）
	一括申請	平成26年11月25日（火）～平成26年12月24日（水）
「受験票」の送付		試験実施日の概ね2週間前
試験実施日		平成27年2月22日（日）
合格発表日		平成27年3月20日（金）

■ 試験当日の実施時間帯

午 前 (11:00～12:50)		午 後 (14:30～16:20)	
3 級	2 級	3 級	2 級
3 級労務管理	2 級人事・人材開発	3 級人事・人材開発	2 級労務管理
3 級総務	2 級企業法務 (取引法務)	3 級企業法務	2 級総務
3 級経理 (簿記・財務諸表)	2 級経理	3 級経理 (原価計算)	2 級企業法務 (組織法務)
3 級財務管理	2 級経営情報システム (情報化企画)	3 級経営戦略	2 級財務管理 (財務管理・管理会計)
3 級マーケティング	2 級経営戦略	3 級経営情報システム	2 級経営情報システム (情報化活用)
3 級ロジスティクス・ オペレーション	2 級営業	3 級営業	2 級マーケティング
3 級生産管理プランニング	2 級ロジスティクス管理	3 級ロジスティクス管理	2 級ロジスティクス・ オペレーション
	2 級生産管理プランニング (製品企画・設計監理)	3 級生産管理オペレーション	2 級生産管理プランニング (生産システム・生産計画) (加工型・組立型)
	2 級生産管理オペレーション (作業・行程・設備管理)		2 級生産管理プランニング (生産システム・生産計画) (プロセス型)
			2 級生産管理オペレーション (購買・物流・在庫管理)

注1：合格発表は、中央職業能力開発協会 ビジネス・キャリア検定試験ホームページで行います。また、後日結果通知書をお送りさせていただきます。

注2：1級は、現在休止させていただいております。

詳細は、ビジネス・キャリア検定試験ホームページをご覧ください。

<http://www.javada.or.jp/jigyoin/gino/business/index.html>

2 教育訓練講座

教育訓練講座には、職業能力の開発向上を目指すための広範な講座が設けられており、通信制で実施しているものもありますので、自己啓発を目的として受講する方には利用しやすいものとなっています。

また、雇用保険の一般被保険者及び一般被保険者であった方が、一定の要件の下で厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合に給付金が支給される教育訓練給付制度があります。(詳しくは14ページ参照)

なお、給付の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練の講座につきましては、最寄りのハローワークにお尋ねいただくか、厚生労働省ホームページの講座検索システムからご覧いただけますので、ご利用ください。

厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システムのURL

http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T_M_kensaku

3 技能検定職種

技能検定は、「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」です。技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

	技能検定職種
建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
窯業・土石関係	陶磁器製造
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係	製版、印刷、製本
その他	園芸装飾、ロープ加工、化学分析、印章彫刻、塗料調色、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾、ビルクリーニング、ファイナンス・プランニング、金融窓口サービス、レストランサービス、ビル設備管理、ガラス用フィルム施工、調理、情報配線施工、ウェブデザイン、キャリア・コンサルティング、知的財産管理、着付け、ピアノ調律、ハウスクリーニング

注1) 職種によっては試験を実施しない年もありますので、詳しくは愛知県職業能力開発協会にお問い合わせください。

注2) 下線の14職種については、指定試験機関（民間機関）において実施。

問い合わせ先	愛知県職業能力開発協会 技能検定課 電話 052-524-2034 FAX 052-524-2036 E-mail kentei@avada.or.jp ホームページ http://www.avada.or.jp/kentei/
--------	---

第3 職業訓練

1 公共職業訓練

(1) 在職者を対象とした訓練

愛知県内の公共職業能力開発施設では、在職者に対し、技術の急速な進歩、産業構造の変化等に対処するため、短期間の職業訓練を実施しています。なお、実施コース等詳細は各公共職業能力開発施設のホームページでご確認ください。

名古屋高等技術専門学校	http://www.pref.aichi.jp/shugyo/koukyou/nagoya/
岡崎高等技術専門学校	http://www.pref.aichi.jp/shugyo/koukyou/okazaki/
窯業高等技術専門学校	http://www.pref.aichi.jp/0000053657.html/
高浜高等技術専門学校	http://www.pref.aichi.jp/shugyo/koukyou/takahama/
東三河高等技術専門学校	http://www.pref.aichi.jp/shugyo/koukyou/higasimi/
ポリテクセンター中部	http://www3.jeed.or.jp/aichi/poly/

経 費 有料

申込み 直接各施設に（所在地等は59ページ）

(2) 離転職者等を対象とした短期訓練

離転職者等に対して、職業に必要な技能と知識を習得していただくための職業訓練です。離転職者等を対象とする職業訓練には、公共職業能力開発施設内で実施する施設内訓練のほか、民間の事業主団体等、教育訓練機関に委託して実施する施設外訓練（委託訓練）があります。

◎入校手続きは…

申 込 先：各公共職業能力開発施設または公共職業安定所

提出書類：入校願書

（雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長の受講指示を受けた方は受講指示書。）

◎訓練生の特典は…

経 費：短期課程の授業料は無料。

雇用保険：雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長の指示による入校者は、訓練修了まで給付を受けられます。

VII 中高齢期の再就職

■ 平成26年度 離転職者対象公共職業訓練の内容（職業別）

区分	職種名	訓練内容	実施専門校
機械・金属加工関係	モノづくり総合科 メタルクラフトコース	様々な手工具や板金機械を使用し、切断・曲げなどの加工法及びガス溶接や電気溶接の実習・金属加工に関する技能・知識	名古屋 岡崎
	機械加工技術科	普通旋盤及びNC旋盤による機械加工、フライス盤及びマシニングセンタによる機械加工に関する技能・知識	ポリテクセン ター中部
	機械設計科	機械分野の基本を理解し、2次元CADを用いて機械図面の作成、3次元CADを活用し機械製品又は機械設備の設計に関する技能・知識	
	精密溶接技術科	鉄鋼材の加工、ガス溶接・溶断、被覆アーク溶接、炭酸ガスアーク溶接、機械板金（プレス）、TIG溶接、レーザー溶接に関する技能・知識	
	プレス金型設計 製作科	精度や生産性を重視し、ものづくり企業の生産プロセスに沿ったプレス金型（絞り型、抜き型）の設計製作に必要な技能・知識	
CAD/CAM 技術科	2次元CADによる機械図面の作成、3次元CADによるモデリング及びアセンブリ作業、マシニングセンタとCAMによるプラスチック射出成形用金型製作に関する技能・知識		
建設関係	建築総合科 住環境管理 施工コース	住宅外部の総合的デザイン、外構工事、植栽工事等のエクステリア関連の技能・知識	名古屋
	建築総合科 住宅インテリア コース	住環境の基礎知識を知り、住宅の内装デザイン、リフォーム工事の計画・設計・施工管理及び施行作業が一貫して行える技能・知識	東三河
	建築総合科 住宅エクステリア コース	住宅建築の基礎知識を知り、住宅外部の建築工事、エクステリア工事、庭園管理及び建築板金工事に関する基礎的な技能・知識	東三河
	造園施工科 造園管理科 総合造園科	庭園等の築造、植栽、設計等に関する技能・知識	岡崎 一宮
	住宅総合科	住宅構造及び内外装材、住宅設備の技能・知識、住宅リフォームに関する総合的な技能・知識	高浜
陶磁器関係	陶磁器科（製造）	成形作業（手ろくろ等）を中心に原型、デザイン、焼成等に関する技能・知識	窯業
	陶磁器科 （デザイン）	陶磁器に関するデザイン、原料の調合、成形、絵付け、施ゆう並びに焼成等に関する技能・知識	
運輸・機械運転関係	クレーン運転科	クレーン・デリック、移動式クレーン等の運転操作と荷扱い方法、並びに作業の機械化に適應できる技能・知識	ポリテクセン ター名古屋港
	物流機械運転科	車両系荷役運搬機械等の走行、荷扱い方法点検・整備等物流作業の機械化に適應できる技能・知識	
事務関係	貿易ビジネス科	輸出・輸入の手続き及び総務、経理、貿易関係の業務をパソコンを用いて、効率的に処理するための技能・知識	ポリテクセン ター名古屋港
電気関係	電気機器科	電気工事や電気機器の検査・修理等に関する技能・知識	一宮
	電気工事科	電気工事の基礎、配線、設計施工に関する技能・知識	高浜
電気・電子関係	電気設備 エンジニア科	住宅、ビルの電気配線の基礎から、太陽光発電システム、ホームセキュリティ、家庭用ルームエアコン、高圧受電設備、自動火災報知設備、工場などで使われるシーケンス制御など、幅広い電気設備に関する技能・知識	ポリテクセン ター中部
	電気通信 エンジニア科	住宅、ビル及び工場に必要不可欠な電気設備（照明、電動機器等）工事の施工・保守管理、併せて、IT化に対応した情報通信設備（LAN配線、光ファイバ）の施工・保守管理を行うために必要な技能・知識	
	電気設備科	電気設備及び電気通信設備の施工、自動火災報知設備、太陽光発電設備の施工及びそれらの保守管理に関する技能・知識	
	組込みソフト ウェア科	プログラミング、電子回路などマイコン制御機器開発に必要な技能・知識	
	ICT生産 サポート科	生産設備の監視・制御システムの開発・保守・管理に必要なネットワーク、プログラム、データベースに関する技能・知識	
居住関係	住宅診断 プランナー科	住宅構造、建築CADによる図面作成、施工法、木造住宅の診断、調査、検査手法に関する技能・知識	ポリテクセン ター中部

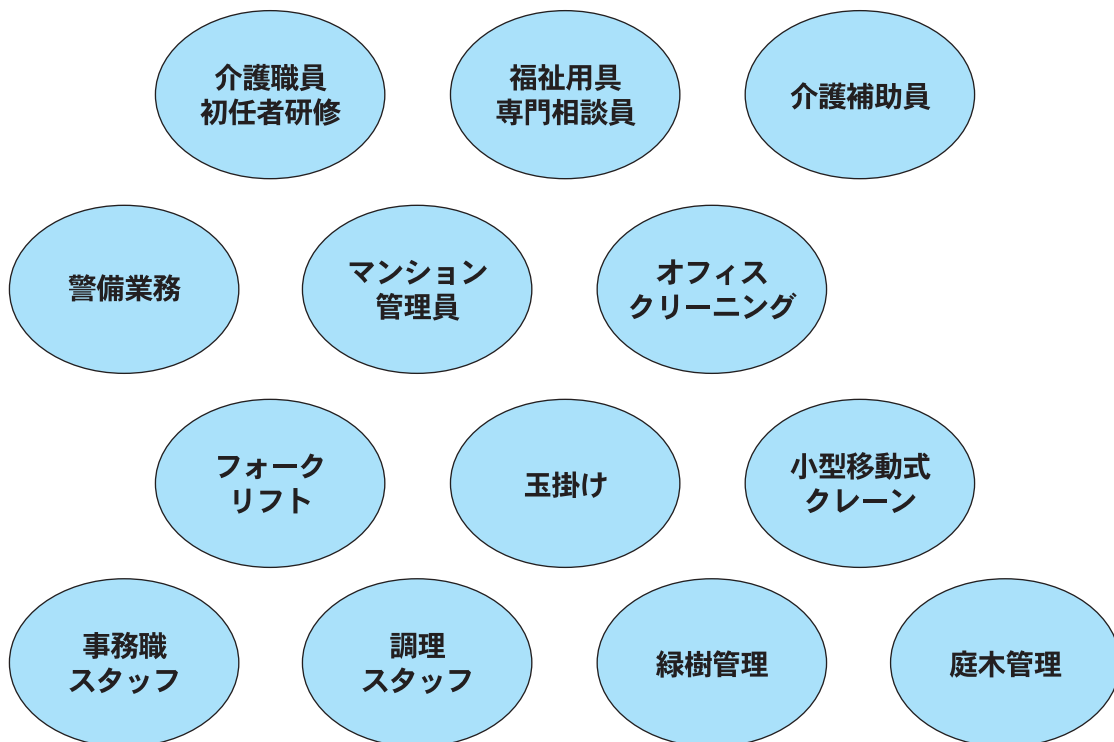
※公共職業能力開発施設の所在地などは59ページを参照してください。

2 シルバー人材センターが行う「技能講習」

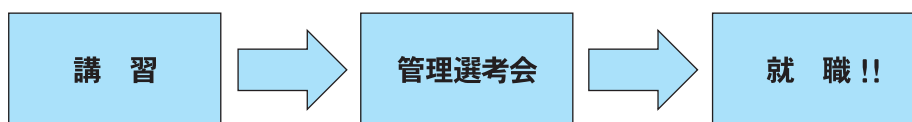
(公社)愛知県シルバー人材センター連合会及び各市町村のシルバー人材センターでは、地域の高年齢求職者を対象に、雇用・就業に向けた「技能講習会(シニアワークプログラム地域事業)」を開催しています。

- 受講料は無料
- 応募者多数の場合は就職意欲の強い方を優先
- 55歳以上でハローワークに求職登録をした愛知県内在住の方が対象

(公社)愛知県シルバー人材センター連合会及び市町村シルバー人材センターが実施する「技能講習会」



「技能講習会」の最終日に、ハローワーク主催の「管理選考会」を開催します！！



※「技能講習会」の詳しいことについては、50ページの(公社)愛知県シルバー人材センター連合会にお問い合わせください。

VIII 多様な働き方を探す

第1 シルバー人材センター

1 臨時・短期・軽易な就業に“シルバー人材センター”

シルバー人材センターは、定年退職後等において臨時的かつ短期的、または軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を提供する高齢者の自主的な団体です。高齢者の就業機会の増大を図り、その多様な就業ニーズに対応するとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、愛知県では昭和54年度から設置が始まり、現在、県内全ての市町村に54のセンターが設置され、会員数は34,000名を超えています。

(1) 会員になるには…

センターの設置されている市町村に住む、60歳以上の健康で働く意欲をお持ちの方で、退職または引退過程にある方が対象です。働きたいけれども、毎日長時間、長期間はむずかしいという方や、空いている時間を活用して働きたいという方、今までやってきた仕事の経験、技能を活かしたいという方に入会をおすすめします。

(2) 仕事は…

事業所や一般家庭などから「臨時的、短期的、軽易な」仕事を提供していただきますが、希望された仕事の依頼があり、センターと依頼者の間に契約が成立して、はじめて仕事をしていただきます。

したがって、入会してもご希望どおりの仕事に就けない場合もあります。

(3) 報酬は…

センターでは、働いた量に応じて報酬をお支払いします。あくまでセンターの仕事は臨時的、短期的、軽易なものですので、高額にはなりません。また毎月一定額の収入が保証されるものではありませんが、この報酬を「配分金」と呼んでいます。原則として、1か月に働いた分を翌月に、センターから口座振込で支払われます。

◆◆ ちょっとご注意!! ◆◆

- ★センターは、会員がお互いに力を合わせて運営する自主的な団体です。会員とセンター、会員と仕事先の間に雇用関係はありません。
- ★仕事中のケガや病気などで診察を受ける場合は、各自加入している健康保険を利用していただきます。
- ★仕事中の傷害、賠償事故には、センターと保険会社との契約により一定の対応がされます。

■ シルバー人材センターで取り扱う仕事の例

職 種	仕事の例
事務分野	毛筆筆耕、あて名書き、受付事務、パソコン入力 など
屋内外の一般作業	屋外清掃、屋内清掃、除草・草刈り、包装 など
管理分野	公民館管理、駐車場管理、自転車管理、宿日直 など
技能を必要とする分野	ふすま張り、大工仕事、ペンキ塗り、植木手入れ、和洋裁 など
専門技術分野	補習教室講師、家庭教師、パソコン指導 など
サービス分野	福祉・家事援助サービス、子育て支援サービス、観光ガイド など
折衝・外交分野	広報チラシ等の配布、検針、集金 など

(4) 入会を希望される方は…

お住まいの市町村の各シルバー人材センターにお尋ねください。

■ 愛知県内のシルバー人材センター一覧

名 称	所 在 地	電話番号	会員数(人)
(公社)名古屋市シルバー人材センター	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 名古屋市高齢者就業支援センター	052-842-4688	7,917
東部支部	同上	052-842-4694	2,184
西部支部	名古屋市西区上名古屋2丁目2番15号	052-524-2181	1,979
南部支部	名古屋市熱田区神宮4丁目6番4号	052-671-3161	2,009
北部支部	名古屋市北区萩野通1丁目34番地	052-938-3628	1,745
(公社)豊橋市シルバー人材センター	豊橋市牟呂町東里42番地の2	0532-48-3301	1,455
(公社)岡崎市シルバー人材センター	岡崎市十王町2丁目9番地	0564-23-8971	1,185
額田支所	岡崎市榎山町字山ノ神21番地1	0564-82-3588	
花園支所	岡崎市恵田町字東三山108番地11	0564-45-8306	
(公社)一宮市シルバー人材センター	一宮市桜1丁目12番1	0586-71-0105	1,237
尾西支部	一宮市東五城字大平裏38番地	0586-62-9771	
木曾川支部	一宮市木曾川町黒田字西沼51番地	0586-86-1802	
(公社)瀬戸市シルバー人材センター	瀬戸市東権現町51番地	0561-84-2090	382
(公社)半田市シルバー人材センター	半田市東洋町1丁目8番地	0569-22-8736	493
(公社)春日井市シルバー人材センター	春日井市瑞穂通1丁目186番地	0568-84-3515	556
(公社)豊川市シルバー人材センター	豊川市金屋西町3丁目1番地	0533-84-1851	806
(公社)津島市シルバー人材センター	津島市上之町1丁目60番地	0567-26-8448	279
(公社)碧南市シルバー人材センター	碧南市汐田町1丁目1番地2	0566-46-3703	453
(公社)刈谷市シルバー人材センター	刈谷市原崎町4丁目201番地	0566-23-6419	418
(公社)豊田市シルバー人材センター	豊田市喜多町6丁目61番地1	0565-31-1007	2,403
足助支所	豊田市足助町久井戸76番地1	0565-62-2166	
稲武支所	豊田市稲武町竹ノ下4番地2	0565-82-3000	
藤岡支所	豊田市藤岡飯野町田中245番地	0565-76-2949	
下山支所	豊田市大沼町船橋36番地2	0565-91-1221	
小原支所	豊田市小原町上平441番地1	0565-66-0220	
(公社)安城市シルバー人材センター	安城市百石町2丁目13番地8	0566-76-1415	920
(公社)西尾市シルバー人材センター	西尾市花ノ木町2丁目1番地	0563-57-3216	1,131
みなみ支所	西尾市吉良町吉田大切間19番地1	0563-32-3323	
(公社)蒲郡市シルバー人材センター	蒲郡市神明町22番2号	0533-69-0316	472
(公社)犬山市シルバー人材センター	犬山市松本町2丁目7番地	0568-62-8505	883
(公社)常滑市シルバー人材センター	常滑市神明町3丁目40番地	0569-89-7722	268
(公社)江南市シルバー人材センター	江南市古知野町花霞74番地	0587-56-2155	357
(公社)小牧市シルバー人材センター	小牧市大字小牧原新田423番地	0568-76-4710	566
(公社)稲沢市シルバー人材センター	稲沢市稲葉3丁目11番8号	0587-21-9130	561
祖父江支所	稲沢市祖父江町上牧下川田417番地	0587-97-8306	
(公社)新城市シルバー人材センター	新城市矢部字上ノ川1番地6	0536-23-5666	573
鳳来支所	新城市長篠字仲野16番地11	0536-32-0864	
作手支所	新城市作手清岳字ナガラミ10番地2	0536-37-2488	
(公社)東海市シルバー人材センター	東海市荒尾町西廻間2番地の1	052-603-1707	451
(公社)大府市シルバー人材センター	大府市江端町4丁目1番地	0562-48-1806	632
(公社)知多市シルバーセンター	知多市岡田字向田58番地の2	0562-55-5476	460

VIII 多様な働き方を探す

名 称	所 在 地	電話番号	会員数(人)
(公社)知立市シルバー人材センター	知立市八ツ田町泉43番地1	0566-82-5800	469
(公社)尾張旭市シルバー人材センター	尾張旭市稲葉町1丁目41番地1	0561-54-5088	438
(公社)高浜市シルバー人材センター	高浜市湯山町6丁目2番地6	0566-52-5081	418
(公社)岩倉市シルバー人材センター	岩倉市西市町無量寺2番地1	0587-66-2223	347
(公社)豊明市シルバー人材センター	豊明市西川町長田16番地7	0562-93-5011	429
(公社)日進市シルバー人材センター	日進市蟹甲町中島267番地	0561-74-1758	522
(公社)田原市シルバー人材センター	田原市赤石2丁目2番地	0531-23-1438	274
	渥美支所	田原市古田町字岡ノ越6番地4	0531-33-1224
(公社)愛西市シルバー人材センター	愛西市小津町観音堂27番地	0567-24-5588	275
	立田支所	愛西市石田町宮前19番地	0567-24-7112
	佐屋支所	愛西市大井町前田面215番地	0567-69-5930
(公社)清洲市シルバー人材センター	清須市一場古城604番地15	052-400-3123	477
(公社)北名古屋市シルバー人材センター	北名古屋市西之保中社8番地	0568-21-0810	728
	東支所	北名古屋市高田寺起返18番地	0568-21-3103
(公社)弥富市シルバー人材センター	弥富市綱浦町上本田95番地1	0567-65-5515	230
	十四山支所	弥富市子宝6丁目80番地	0567-56-6030
(公社)みよし市シルバー人材センター	みよし市三好町井ノ花100番地1	0561-34-1988	329
(公社)あま市シルバー人材センター	あま市花正中之割13番地1	052-442-5010	513
	七宝支所	あま市七宝町桂弥勒28番地	052-443-5078
	甚目寺支所	あま市西今宿馬洗46番地	052-445-1914
(公社)長久手市シルバー人材センター	長久手市岩作城の内98番地	0561-62-9100	405
(公社)東郷町シルバー人材センター	愛知郡東郷町大字春木字申下40番地	0561-38-5811	270
(公社)豊山町シルバー人材センター	西春日井郡豊山町大字豊場字神戸188番地	0568-28-6322	204
(公社)大口町コミュニティー・ワークセンター	丹羽郡大口町下小口6丁目48番地1	0587-95-8101	205
(公社)扶桑町シルバー人材センター	丹羽郡扶桑町大字柏森字長畑478番地	0587-93-3252	298
(公社)大治町シルバー人材センター	海部郡大治町大字砂子字西河原18番地	052-443-1680	149
(公社)蟹江町シルバー人材センター	海部郡蟹江町大字西之森字海山282番地2	0567-95-6511	179
* (公社)飛島村シルバー人材センター	海部郡飛島村竹之郷5丁目43番地	0567-52-4711	97
(公社)阿久比町シルバー人材センター	知多郡阿久比町大字卯坂字丸ノ内85番地	0569-48-1111	200
(公社)東浦町シルバー人材センター	知多郡東浦町大字石浜字下庚申坊1番地	0562-84-1567	465
(公社)南知多町シルバー人材センター	知多郡南知多町大字豊浜字須佐ヶ丘1番地	0569-65-2860	111
(公社)美浜町シルバー人材センター	知多郡美浜町北方1丁目1番地	0569-82-4480	126
(公社)武豊町シルバー人材センター	知多郡武豊町字平海道76番地1	0569-73-4355	263
(公社)幸田町シルバー人材センター	額田郡幸田町大字横落字竹ノ花32番地	0564-63-0011	360
(公社)設楽町シルバー人材センター	北設楽郡設楽町田口字矢高5番地7	0536-62-1784	147
	津具支所	北設楽郡設楽町津具字見出13番地	0536-83-2166
(公社)東栄町シルバー人材センター	北設楽郡東栄町大字本郷字大森1番地	0536-76-1267	151
* (公社)豊根村シルバー人材センター	北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2番地	0536-85-1550	76

(公社)愛知県シルバー人材センター連合会	名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 (愛知県東大手庁舎6階)	052-961-9521	34,013
----------------------	----------------------------------	--------------	--------

*印は、国庫補助対象外団体です。「会員数」欄は平成26年3月末現在の登録会員数です。

第2 ボランティア活動

1 ボランティア活動の一例

収集活動

- ・使用済切手、使用済カード、書き損じ葉書、ヘルマーク

募金・寄付

- ・各種ボランティア団体や公共機関が実施

自然・環境活動

- ・自分が育てた花や樹木を提供する
- ・公園・道路・河川・行楽地の清掃

国際交流

- ・外国人に日本語を教える
- ・ホストファミリーになる
- ・海外での植林活動

児童・生徒の健全育成

- ・フリースクールに参加する
- ・放課後学級で遊びを教える
- ・若い母親の育児や相談にのる

文化を伝承する

- ・地元の祭りや、青年会、子ども会で遊具、生活用品作りを教える又はお年寄りから学び伝える

高齢者や障害者の手助け

- ・食事・買い物・洗濯の手伝い
- ・外出時の付き添い
- ・話し相手・朗読サービス
- ・各種施設での手伝い

まさかの時に活躍する

- ・災害被災者の生活支援・被災状況の調査
- ・医療・物資の援助から運搬等

2 育児ボランティア

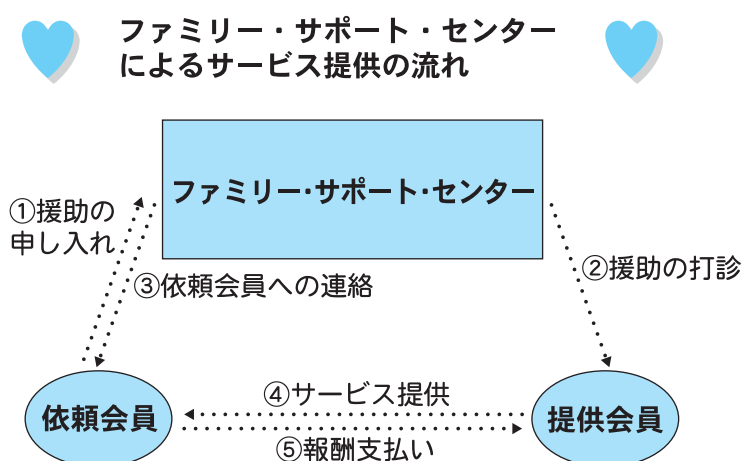
核家族化・都市化等により家庭を取り巻く環境は大きく変化し、かつては地域社会における血縁・地縁で助け合ってきた関係は希薄になっています。

このため、安心して子供を育てることが出来る地域社会づくりを目指して、市町村単位でファミリー・サポート・センターの設置が進んでいます。

ファミリー・サポート・センターは地域住民が互いに助け合って育児を行う会員組織で、中高年齢期の方々などが育児サービス提供会員（有償ボランティア）として活躍しています。

会員になるための特別な資格等は不要ですが、あらかじめ会員登録をしておく必要があります。

興味のある方は次ページの各センターにお気軽にお問い合わせください。



VIII 多様な働き方を探す

■ ファミリー・サポート・センター

名 称	セン ター 所 在 地	電 話
名古屋市のびのび子育てサポート	名古屋市中区栄3-18-1 ナディアパークビジネスセンタービル6階	052-262-2373
とよはしファミリーサポートセンター	豊橋市前畑町115 豊橋市総合福祉センターあイトピア内	0532-56-7500
岡崎市 //	岡崎市八帖北町4-9 総合子育て支援センター内	0564-87-5050
いちのみや //	一宮市栄3-1-2 尾張一宮駅前ビル5階 中央子育て支援センター内	0586-28-9772
瀬戸市ファミリーサポートセンター	瀬戸市宮脇町43 せとっ子ファミリー交流館内	0561-97-2525
はんだファミリーサポートセンター	半田市広小路町90 クラシティ半田3階	0569-32-3443
春日井市 //	春日井市勝川町8-2858-1 子育て子育て総合支援館内	0568-35-3516
豊川市 //	豊川市諏訪3-300 プリオ5階	0533-86-5040
津島市 //	津島市上之町1-60 津島市総合保健福祉センター内	0567-24-4001
へきなん //	碧南市山神町8丁目35番地 碧南市こどもプラザ こころつくしんかわ内	0566-41-2555
かりやし //	刈谷市若松町3-8-2 総合健康センター内	0566-61-2720
とよた //	豊田市若宮町1-57-1 A館T-FACE 9階	0565-37-7135
あんじょう //	安城市大東町8-2 あんぱ〜く内	0566-72-2315
西尾市 //	西尾市花ノ木町2-1 西尾市総合福祉センター5階	0563-57-5007
蒲郡市 //	蒲郡市神明町22-28 がまごおり児童館内	0533-65-9399
犬山市 //	犬山市大字前原字橋爪15-2 犬山市民健康館内	0568-63-3818
とこなめ //	常滑市新開町6-1-10 常滑市福祉会館内	0569-34-4167
江南市 //	江南市赤童子町大堀90 江南市役所子育て支援課内	0587-54-1111
小牧市 //	小牧市小牧5-253 中部公民館内	0568-74-4755
稲沢市 //	愛西市北河田郷西343-1	0567-28-5574
新城ファミリーサポートクラブ	新城市日吉字下畑81 鳥原児童館内	0536-23-7001
東海市ファミリーサポートセンター	東海市大田町後田20-1 ソラト太田川3階子育て総合支援センター内	0562-85-6556
おおぶ //	大府市松山町2-24 子どもステーション内	0562-44-4541
知多市 //	知多市岡田緑ヶ丘22-1 知多市子育て総合センター内	0562-55-0051
ちりゅうし //	知立市西町草刈10-5 西児童センター内	0566-82-9009
尾張旭市 //	尾張旭市新居町明才切57 尾張旭市保健福祉センター内	0561-51-5571
岩倉市 //	岩倉市栄町1-66 岩倉市役所児童家庭課内	0587-38-5810
とよあけ //	豊明市栄町内山67-5 (内山保育園内)	0562-98-1113
にっしん //	日進市栄4-1002-2 にっしん子育て総合支援センター内	0561-74-6262
田原市 //	田原市南番場30-1 田原市役所子育て支援課内	0531-22-3513
愛西市 //	愛西市北河田郷西343番地1	0567-31-6677
清須 //	清須市清洲1-6-1 清洲庁舎子育て支援課内	052-409-0755
北名古屋市 //	北名古屋市西之保高野79番地	0568-22-7601
弥富市 //	弥富市子宝6-80 十四山総合福祉センター内	0567-52-0922
みよし市 //	みよし市三好町青木91 イオン三好店2階	0561-34-2228
あま市 //	あま市甚目寺二伴田76 あま市役所甚目寺庁舎子育て支援課内	052-462-0150
ながくてファミリーサポート	長久手市岩作城の内99 長久手市子育て支援センター内	0561-64-5280
とうごう //	東郷町大字春木字西羽根穴2225-4 イーストプラザいこまい館内	0561-38-9674
豊山町ファミリーサポートセンター	豊山町大字豊場字神戸188 豊山町総合福祉センター南館ひまわり内	0568-39-0060
大口町すくすくサポート	大口町下小口3-139 北児童センター内	0587-95-7141
扶桑町ファミリーサポートクラブ	扶桑町大字高雄字天道330 扶桑町役場福祉児童課内	0587-93-1111
大治町ファミリーサポートセンター	大治町大字馬島字大門西1番地1	052-444-2711
蟹江町 //	蟹江町城四丁目243番地	0567-96-8671
ひがしうら //	東浦町大字石浜字三本松1-56 総合子育て支援センター内	0562-84-0181
たけとよ //	武豊町長尾山2 武豊町役場子育て支援課内	0569-72-1111
幸田町 //	幸田町大字上六栗字堀合31番地1	0564-62-4718

3 ボランティア活動に関するお問い合わせは

社会福祉協議会

みなさんの最寄りの市町村社会福祉協議会には、ボランティアセンターがあります。

ここでは、ボランティア講座や各種研修会の開催、ボランティアの相談・斡旋・登録・広報・啓発等様々な活動をしております。

長年培われた経験や体験を活かして、ボランティア活動をはじめませんか？

一人ひとりが、住みなれた地域で、気軽に、楽しく、ご活躍いただけるよう専門の職員が相談にのっておりますので、ご自分に合った活動から、まずは、はじめてみてください。

愛知県社会福祉協議会 ボランティアセンター

〒460-0002 ※
名古屋市中区丸の内2丁目4-7
愛知県社会福祉会館内
TEL052-232-1351 FAX052-232-2050
E-mail: info@aichivc.jp

名古屋市社会福祉協議会 ボランティアセンター

〒462-8558
名古屋市北区清水4丁目17-1
総合社会福祉会館内
TEL052-911-3180 FAX052-917-0702
E-mail: nagoyaVC@nagoya-shakyo.or.jp

※平成27年1月移転予定。

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50 県白壁庁舎 愛知県社会福祉会館内
TEL052-212-5504 FAX052-212-5503

あいちNPO交流プラザ

あいちNPO交流プラザは、県民が行う自由な社会貢献活動としてのNPO活動の促進を目的として、広域的な情報・人材交流のネットワーク拠点、NPOと行政・企業との協働、連携のかなめとして愛知県が設置するものです。

会議室や交流コーナー、情報コーナーを設け、NPOに関心のある方、NPO活動をしている方に、団体の交流・活動の場、情報発信・収集の場として、ご利用いただいております。

また、プラザには県民生活部社会活動推進課NPOグループの職員が常駐し、NPO法人の設立認証の申請、その他NPO活動に関する相談を行っております。

なお、事務所が名古屋市内のみにあるNPO法人の設立認証の申請等に関する業務は名古屋市が行います。

名 称	あいちNPO交流プラザ (県民生活部社会活動推進課NPOグループ)
住 所	〒461-0016 名古屋市東区上豎杉町1番地 ウィルあいち2階
T E L	052-961-8100
F A X	052-961-2315
E - m a i l	npo-plaza@pref.aichi.lg.jp
ホームページ	https://www.aichi-npo.jp/
開館時間	午前9時から午後9時まで(土・日曜日は午後5時まで)
休館日	月曜日(祝日(振替休日を含む)の場合は翌日も休館)、 祝日(土・日曜日除く)、年末年始

第3 創業と起業

1 相談・支援機関

■ 創業プラザあいち

「創業プラザあいち」は、愛知県内で創業を目指している皆様をサポートする場として、名古屋駅前の交通が便利な場所に開設しています。「創業準備する場所がほしい」「ビジネスプランを具体化する方法を教えてほしい」などの方に対して、創業準備スペース等無料で提供しています。

- 事業概要 創業支援の経験が豊富な新事業コーディネーターが事業化まできめ細かくかつ継続的に相談助言します。(平日：午後0時45分～午後8時15分)
- 施設概要
 - 創業準備スペース インターネット接続環境を備えた8席のフリーブース。相談に向けてじっくり準備をしていただけます。(一部PC設置)
※入居には申込手続後、面接等の審査を行います。
 - 交流・情報提供スペース プラザ利用者や創業意欲のある仲間が集い、勉強会やミーティング等情報交換を図っていただくスペースです。
- 創業道場(有料) 創業に関する様々なノウハウを実践的に習得していただくために、5ヶ月間(全20回)に亘り「あいち創業道場」(有料)を開催しています。その他、創業に関する講座やセミナーも随時開催しています。
- 場 所 愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)14階
(名古屋市中村区名駅4丁目4番38号)
- 利用日及び利用時間 月曜日～金曜日(休日及び年末年始は除く) 午前9時～午後8時30分
(お盆期間8月13～15日及び年末12月28日、年始1月4日は午後5時30まで)
- 利用料 無料

- 詳しくは <http://www/aibsc.jp/tabid/148/Default.aspx>
- 申込み・問合わせ先 (公財)あいち産業振興機構 新事業支援部 創業・新事業育成グループ
電話 052-715-3075 FAX 052-563-1438

■ 中小企業基盤整備機構 中部本部 経営支援部経営支援課

中小企業基盤整備機構 中部本部 経営支援部経営支援課(※独立行政法人中小企業基盤整備機構は国の中小企業施策の総合的実施機関です。)では、中小企業診断士、会計士、技術士、弁護士、弁理士、コンサルタントなどの各種専門家を常設アドバイザーとして配置して、中小企業の方、これから事業を創業しようとしている方、創業後間もない方、第二創業を目指している方などの、経営、技術、賃金、法律、海外展開など様々な経営課題について、適切できめ細かな助言が実施できるよう無料相談窓口を開設しております。

また、長期継続して専門家を派遣する事業も実施しています。

(有料：専門家派遣に係る費用の一部を負担いただきます。)

その他、国・地方自治体などの実施する各施策情報を提供しています。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中部本部 経営支援部経営支援課	
住 所	〒460-0003 名古屋市中区錦2丁目2番13号 名古屋センタービル4階
電 話	052-220-0516
F A X	052-220-0517
開設日・時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
U R L	http://www.smrj.go.jp/chubu/index.html

2 仲間同士が集まって創業・起業する企業組合

企業組合とは

- 企業組合は、中小企業等協同組合法に基づく法人です。
- 個人が4人以上集まれば、国又は県の認可を得て設立することができます。
- 創業の気運が高まるなか、少額出資の手作りベンチャーとして期待されています。

個人が組合員となり、組合へ出資をするとともに、自らが組合の従業員となって働くのが、企業組合の特徴です。経営も組合員の中から総会で選ばれた役員が行います。また、組合員は出資した金額にかかわらず、総会において一人で一票の議決権と選挙権を行使することができます。

このように、企業組合は民主的なルールの下に、組合員自らの手で作り、働き、経営する企業体なのです。

最近では、高齢者や主婦、SOHO事業者のグループによる設立のケースもあり、またベンチャービジネスの受け皿としての機能も期待されています。

定年退職者がキャリアを社会還元	地元特産品のヘチマで化粧品
「働く動機に合わせた勤務形態」を実現し、「個々の能力に応じた働く場」を確保するため、生産管理、労務、総務等の豊富な経験を有した企業の定年退職者がグループを組み、それぞれの知識・技能を十分に活かしてコンサルタント業務、研修業務、業務請負等を行っていたが、一層の充実を図るため企業組合を設立した。	共同出資会社を設立し農産物の販売を行っていた農家の主婦が、新たな商品として美顔効果のある地元特産のヘチマ水に注目。これの製品化に取り組み、化粧水をはじめ自然化粧品を次々と開発した。 販売先の拡大に伴い、受注体制を再整備し、本格的な事業展開を行うために企業組合を設立。原料のヘチマの栽培は町民に依頼、組合が一括購入。化粧品の製造はメーカー委託、組合が販売。
人と地球にやさしい環境作りのお手伝い	在宅勤務を基本とした女性だけのSOHO
高齢化社会の進展のなか、中高年齢者のために仕事の確保と福祉の増進を図るため設立。その後、中高年齢層のみでなく若手層も含めた活動を展開。知識と経験豊富な各分野のスペシャリスト集団として、建物清掃・管理、住宅リフォーム、ソーラーシステム設置工事、緑化造園工事、労働者派遣などを行い、子供からお年寄りまで、すべての人にやさしく住み良い環境作りに貢献している。	女性デザイナー、会社員、主婦4人が「女性にとって働きやすい環境をつくりたい」と願い、女性起業家としての夢実現に向け組合を設立。それぞれの技術や経験を活かし、デジタル情報関連事業として、ホームページの作成などインターネットビジネスの企画・運営・制作やパソコンスクールの開設を行うほか、デザイン・編集も手がける。

《企業組合Q & A》

Q どんな事業ができますか

A 株式会社同様に、あらゆる事業を、定款に従い経営することが可能です。

Q 組合員が働いた報酬に対する税金は

A 組合の事業に従事して受け取る所得は、税務上、給与所得とすることができます。
また、社会保険も適用になります。

Q 最低資本金の額は

A 法律上、資本金（出資金）の額について制限はありません。

Q 会社への組織変更は

A 株式会社への組織変更が可能です。

Q 設立の手続きは

A 行政庁（都道府県知事等）の認可が必要となります。詳しい手続きなどは、下記中央会へ相談ください。

企業組合の設立・運営のご相談は

愛知県中小企業団体中央会 <http://www.aiweb.or.jp>

□本 所 名古屋市中区区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 16階 Tel 052-485-6811 (代表)
Fax 052-485-9199

□東三河支局 豊橋市新本町16-2 三井生命豊橋ビル1階 Tel 0532-54-3462 Fax 0532-54-3729

3 創業・起業者のための融資制度

■ 日本政策金融公庫 国民生活事業の新規開業ローン

日本政策金融公庫は全額政府出資の政策金融機関です。

日本政策金融公庫 国民生活事業では、「新規開業資金」などの融資を通じて、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方のお手伝いをさせていただきます。

創業や創業後の事業に必要な設備資金または運転資金の調達に当公庫をご利用ください。

ご融資の 種類	新企業育成貸付	
	新規開業資金	女性、若者／シニア起業家資金
ご利用いただける方	次のいずれかの要件に該当する方(※) 1 現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方 (1) 現在お勤めの企業に継続して6年以上お勤めの方 (2) 現在お勤めの企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方 2 大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方 3 技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方 4 雇用の創出を伴う事業を始める方 5 上記1～4のいずれかを満たして事業を始めた方で、事業開始後おおむね7年以内の方 (※)生活衛生関係の事業を営む方は「生活衛生貸付」、食料品小売業などを営む方は「食品貸付」のご融資対象となり、本制度をご利用いただくことはできません。	女性または30歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方(法人組織にしている方もご利用いただけます。)
ご融資額	7,200万円以内(うち運転資金は4,800万円以内)	
ご返済期間	設備資金	15年以内(特に必要な場合20年以内) (うち据置期間3年以内)
	運転資金	5年以内(特に必要な場合7年以内) (うち据置期間6か月以内(特に必要な場合1年以内))
利率(固定) (H26.8.13現在) <注1>	○基準利率 年1.40%～年3.00% ○認定NPO法人等が事業を行うために必要な設備資金・運転資金、事業の拡大が見込まれるものの、黒字化に至っていない方の設備資金・運転資金は、特別利率A 年1.00%～年2.60% ○保育サービス事業や介護サービス事業等を行うために必要な設備資金・運転資金、技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の設備資金(土地取得資金を除きます)は、特別利率C 年0.50%～年2.10%	○設備資金(土地取得資金を除きます。) 特別利率A 年1.00%～年2.60% 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方は、特別利率C 年0.50%～年2.10% ○運転資金および土地取得資金 基準利率 年1.40%～年3.00%
保証人・担保	お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。	
お取扱期間	平成27年3月31日まで	

(注) 1 適用利率は、お使いみち、ご返済期間、担保の有無、その他の条件によって異なります。
2 審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。

問い合わせ先	<p>名古屋ビジネスサポートプラザ <電話> 052-561-6316 <URL> http://www.jfc.go.jp/ (行こうよ!公庫) 【創業ホットライン:0120-154-505】 ※音声ガイダンス後「0」を選択してください。専門スタッフが相談を承ります。</p>
--------	---

■ 開業支援資金の融資制度

名 称	融 資 対 象	資金使途・融資限度額	照会先
創業等支援資金 (経済環境適応資金)	次のいずれかに該当する創業者 又は創業者である中小企業者 (1) 事業を営んでいない個人 が、1か月以内に個人で又は 2か月以内に会社を設立し、 事業を開始すること (2) 中小企業者である会社が、 新たに会社を設立すること (3) 事業を営んでいない個人 が、個人又は会社で事業を開 始し、5年を経過していない こと (4) 会社が新たに会社を設立 し、5年を経過していないこと	設備・運転 2,500万円 (融資対象者(1)の場 合で、1,000万円を超過 する金額については、 自己資金と同額を限度 とする。)	愛知県産業労働部中小 企業金融課
創業・事業展開 支援資金	(創業) 名古屋市内で新規に創業する か、又は事業歴が6か月未満の 名古屋市内の会社・個人 (事業展開) 6か月以上引き続き同一事業 を営む名古屋市内の会社・個人 で イ) 現に事業を継続しながら 事業の多角化をしようとする 方、又は事業の多角化を した後、6か月未満の方 ロ) 新たな事業に転換しよう とする方、又は事業転換し た後、6か月未満の方	設備・運転1,200万円 必要総資金の80%以内	(公財)名古屋市小規 模事業金融公社

問い合わせ先	愛知県産業労働部中小企業金融課	電話 052-954-6333
	(公財)名古屋市小規模事業金融公社 (中小企業振興会館5階)	電話 052-735-2123

IX 窓口ガイド

1 仕事のことは

■ ハローワーク（公共職業安定所）

名 称	所 在 地	電 話	管 轄 区 域
名古屋中	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-21-5	052-582-8171	中、西、中村、中川、北の各区、 北名古屋市、清須市、西春日井郡
名古屋南	〒456-8503 名古屋市熱田区旗屋2-22-21	052-681-1211	熱田、南、港、緑、瑞穂の各区と豊明市
名古屋東	〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘1-2	052-774-1115	東、千種、昭和、名東、天白、守山の各区、 日進市、長久手市、愛知郡
豊 橋	〒440-8507 豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎	0532-52-7191	豊橋市、田原市
岡 崎	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎	0564-52-8609	岡崎市、額田郡
一 宮	〒491-8509 一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎	0586-45-2048	一宮市、稲沢市（平和町を除く）
半 田	〒475-8502 半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎	0569-21-0023	半田市、常滑市、知多市、東海市、知多郡
瀬 戸	〒489-0871 瀬戸市東長根町86	0561-82-5123	瀬戸市、尾張旭市
豊 田	〒471-8609 豊田市常盤町3-25-7	0565-31-1400	豊田市、みよし市
津 島	〒496-0042 津島市寺前町2-3	0567-26-3158	津島市、愛西市、稲沢市（平和町）、 弥富市、あま市、海部郡
刈 谷	〒448-8609 刈谷市若松町1-46-3	0566-21-5001	刈谷市、高浜市、安城市、大府市、知立市
碧 南	〒447-0865 碧南市浅間町1-41-4	0566-41-0327	碧南市
西 尾	〒445-0071 西尾市熊味町小松島41-1	0563-56-3622	西尾市
犬 山	〒484-8609 犬山市松本町2-10	0568-61-2185	犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡
豊 川	〒442-0888 豊川市千歳通1-34	0533-86-3178	豊川市
蒲 郡	〒443-0034 蒲郡市港町16-9	0533-67-8609	蒲郡市
新 城	〒441-1384 新城市西入船24-1	0536-22-1160	新城市、北設楽郡
春 日 井	〒486-0807 春日井市大手町2-135	0568-81-5135	春日井市、小牧市

■ 名古屋人材銀行

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南2-14-19（住友生命名古屋ビル23階）

電話 052-582-2425

■ あいちマザーズハローワーク

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南2-14-19（住友生命名古屋ビル23階）

電話 052-581-0821

■ 農林漁業就職支援コーナー

ハローワーク名古屋中に設置

電話 052-582-8171

■ 名古屋外国人雇用サービスセンター

〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1（中日ビル12階）

電話 052-264-1901

IX 窓口ガイド

地域の求人情報の提供・ 職業紹介	ふるさとハローワーク (地域職業相談室)	常滑市	常滑市新開町4-1 常滑市役所内 0569-35-5111
		田原市	田原市東赤石5-74 道の駅田原 めっくんはうす2階 0531-24-0050
		日進市	日進市蟹甲町中島35 日進市商工会館1階 0561-75-4460
		北名古屋市	北名古屋市西之保藤塚93 北名古屋市社会福祉協議会本所2階 0568-24-8689
		江南市	江南市赤童子町大堀90 江南市役所内 0587-54-1111
		尾張旭市	尾張旭市東大道町原田2585-1 尾張旭市民会館1階 0561-52-1626
		安城市	安城市桜町18-23 安城市役所西館内 0566-76-1111
		東海市	東海市中央町1-1 東海市役所内 052-603-2211
		知多市	知多市緑町1 知多市役所1階 0562-33-3151
		小牧市	小牧市中央1-260 名鉄小牧駅ビル1階 0568-73-8609

公共職業能力開発施設

名 称	所 在 地	電 話
名古屋 高等技術専門学校	〒462-0023 名古屋市北区安井2-4-48	052-917-6711
岡 崎 高等技術専門学校	〒444-0802 岡崎市美合町宇平端24	0564-51-0775
	造園科 〒470-0431 豊田市西中山町猿田21-1	0565-76-1424
一 宮 高等技術専門学校	〒491-0113 一宮市浅井町西浅井字北山762-1	0586-51-1251
	造園科 〒492-8405 稲沢市堀之内町白山60-1	0587-36-6585
窯 業 高等技術専門学校	〒489-0965 瀬戸市南山口町538	0561-21-6666
高 浜 高等技術専門学校	〒444-1324 高浜市碧海町4-1-6	0566-53-0031
東三河 高等技術専門学校	〒441-1231 豊川市一宮町上新切33-4	0533-93-2018
△愛知障害者 職業能力開発校	〒441-1231 豊川市一宮町上新切33-14	0533-93-2102
春日台職業訓練校	〒480-0392 春日井市神屋町713-8	0568-88-0811
*ポリテクセンター 中部	〒485-0825 小牧市下末1636-2	0568-79-0511
*ポリテクセンター 名古屋港	〒455-0844 名古屋市港区潮風町3	052-381-2775

(注) *印は(独法)高齢・障害・求職者雇用支援機構立、△印は国立県営、その他は県立です。

2 労働問題のことは

★★★職場でのトラブルでお困りの労働者・事業主のみなさんへ★★★

総合労働相談コーナーにおいては、労働問題に関するあらゆる分野の相談に適切に対応することとし、内容に応じて、関連する法令・裁判例等の情報提供、適切なアドバイスによる当事者間の自主的な解決の促進、他の処理機関等についての紹介等のワンストップサービスを行っています。

また、相談の過程において個別労働紛争（労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の民事上の紛争）を把握した場合には、個別労働紛争解決制度を教示し、必要な場合には、助言・指導の申出やあっせんの申請を受け付けています。

職場でのトラブルや個別労働関係紛争でお困りの方は、是非ご利用ください。

解 雇

配置転換

賃下げ

いじめ

パワハラ

など

企画室 総合労働相談コーナー

〒460-8507
名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
(名古屋合同庁舎第2号館)
地下鉄「市役所」駅5番出口
TEL/052-972-0266

栄 総合労働相談コーナー

〒460-0008
名古屋市中区栄四丁目1番1号
(中日ビル10階・南側エレベーター)
地下鉄・名鉄「栄」駅12又は13番出口
TEL/052-263-3801

その他、各労働基準監督署の総合労働相談コーナーでも相談を受け付けています。

労働基準監督署

署 名	郵便番号・所在地	電話番号 FAX番号	管 轄 区 域
名古屋北	〒461-8575 名古屋市中区白壁1-15-1 (名古屋合同庁舎3号館8階)	(052) 961-8652 (業務) (052) 961-8653 (方面) (052) 961-8654 (安全衛生) (052) 961-8655 (労災) ----- (052) 953-8529	東区 北区 中区 守山区 春日井市 小牧市 (方面は、労働基準法・労働条件の担当：以下同じ)
名古屋東	〒468-8551 名古屋市中区中平5-2101	(052) 800-0795 (業務) (052) 800-0792 (方面) (052) 800-0793 (安全衛生) (052) 800-0794 (労災) ----- (052) 805-6116	千種区 昭和区 瑞穂区 熱田区 緑区 名東区 天白区 豊明市 日進市 愛知郡
名古屋南	〒455-8525 名古屋市中区港明1-10-4	(052) 651-9206 (業務) (052) 651-9207 (方面) (052) 651-9208 (安全衛生) (052) 651-9209 (労災) ----- (052) 651-9248	中川区 港区 南区
名古屋西	〒453-0813 名古屋市中区二ツ橋町3-37	(052) 481-9532 (業務) (052) 481-9533 (方面) (安全衛生) (052) 481-9534 (労災) ----- (052) 481-2068	中村区 西区 清須市 北名古屋市 西春日井郡
豊 橋	〒440-8506 豊橋市大国町111 (豊橋地方合同庁舎6階)	(0532) 54-1191 (業務) (0532) 54-1192 (方面) (0532) 54-1193 (安全衛生) (0532) 54-1194 (労災) ----- (0532) 54-1161	豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 北設楽郡
岡 崎	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 (岡崎合同庁舎5階)	(0564) 52-3161 ----- (0564) 52-9938	岡崎市 額田郡
一 宮	〒491-0903 一宮市八幡4-8-7 (一宮労働総合庁舎)	(0586) 45-0206 ----- (0586) 43-2809	一宮市 稲沢市
半 田	〒475-8560 半田市宮路町200-4 (半田地方合同庁舎2階)	(0569) 21-1030 ----- (0569) 24-3782	半田市 常滑市 東海市 知多市 大府市 知多郡
刈 谷	〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1 (刈谷合同庁舎3階)	(0566) 21-4885 ----- (0566) 24-2791	刈谷市 碧南市 安城市 知立市 高浜市
豊 田	〒471-0867 豊田市常盤町3-25-2	(0565) 35-2323 ----- (0565) 35-2341	豊田市 みよし市
瀬 戸	〒489-0881 瀬戸市熊野町100	(0561) 82-2103 ----- (0561) 85-1544	瀬戸市 尾張旭市 長久手市
津 島	〒496-0042 津島市寺前町3-87-4	(0567) 26-4155 ----- (0567) 24-9289	津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡
江 南	〒483-8162 江南市尾崎町河原101	(0587) 54-2443 ----- (0587) 56-1954	江南市 犬山市 岩倉市 丹羽郡
西 尾	〒445-0072 西尾市徳次町下十五夜13	(0563) 57-7161 ----- (0563) 54-1064	西尾市

★★★これだけは知っておきたい「労働基準法のあらまし」★★★

労働基準法は、働く人の労働条件の最低基準を定めた法律です。以下のことを知っておいてください。

(1) 均等待遇

使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的扱いをしてはならないこととされています。

(2) 労働条件の明示

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を明示することとされています。また、賃金等重要な労働条件については書面の交付により明示することとされています。

(3) 賃金

使用者は、最低賃金額以上の賃金の支払いを行うこととしています。

また、賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならないこととされています。

最低賃金名	時間額(円)	効力発生日
愛知県最低賃金	800	平成26年10月1日

※ 産業別によって最低賃金は変わります。

(4) 労働時間

休憩時間を除き1日8時間、1週40時間とされています。(特例措置対象事業場を除く)

(5) 休憩時間

労働時間が6時間を超えるときは45分以上の、8時間を超えるときは60分以上の休憩時間を、勤務の途中に与え、自由に利用させることとされています。

(6) 休日

毎週少なくとも1回、又は4週間を通じて4日以上の日を休ませることとされています。

(7) 時間外・休日労働

労働時間を延長し、もしくは深夜に労働させた場合は、通常の賃金の2割5分以上の、又(6)の休日に労働させた場合は、同じく3割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないこととされています。また、時間外労働が1か月60時間を超える場合は、同じく5割以上の率(※)で計算した割増賃金を支払わなければならないこととされています。(※中小企業については猶予措置があります)

(8) 有給休暇

年次有給休暇は、6か月継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対し、最低10日を与えなければならないこととされています。(表1参照)

〔表1〕一般の労働者(週の所定労働時間が30時間以上又は、週の所定労働日数が5日以上)の労働者)

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

※ 詳しくは、愛知労働局労働基準部監督課(TEL 052-972-0253)又は、最寄りの各労働基準監督署(60ページ参照)へお尋ねください。

3 年金・健康保険（給付は除く）のことは

■ 年金事務所

事務所名	所在地	電話	管轄区域
大曾根	〒461-8685 名古屋市東区東大曾根町28-1	052-935-3344	東区、千種区、守山区、名東区
中村	〒453-8653 名古屋市中村区太閤1-19-46	052-453-7200	中村区、津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
鶴舞	〒460-8680 名古屋市中区富士見町2-13	052-323-2553	中区
熱田	〒456-8567 名古屋市熱田区伝馬2-3-19	052-671-7263	熱田区、中川区、港区
笠寺	〒457-8605 名古屋市南区柵下町3-21	052-822-2512	南区、瑞穂区、緑区、豊明市
昭和	〒466-8567 名古屋市昭和区桜山町5-99-6 日本生命桜山ビル	052-853-1463	昭和区、天白区、日進市、愛知郡（東郷町）
名古屋西	〒451-8558 名古屋市西區城西1-6-16	052-524-6855	西区、清須市、北名古屋市、西春日井郡
名古屋北	〒462-8666 名古屋市北区清水5-6-25	052-912-1213	北区、春日井市、小牧市
豊橋	〒441-8603 豊橋市菰口町3-96	0532-33-4111	豊橋市、蒲郡市、田原市
岡崎	〒444-8607 岡崎市朝日町3-9	0564-23-2637	岡崎市、額田郡
一宮	〒491-8503 一宮市新生4-7-13	0586-45-1418	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡
瀬戸	〒489-8686 瀬戸市共栄通4-6	0561-83-2412	瀬戸市、尾張旭市、長久手市
半田	〒475-8601 半田市西新町1-1	0569-21-2375	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
豊川	〒442-8605 豊川市金屋町32	0533-89-4042	豊川市、新城市、北設楽郡
刈谷	〒448-8662 刈谷市寿町1-401	0566-21-2110	刈谷市、碧南市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
豊田	〒471-8602 豊田市神明町3-33-2	0565-33-1123	豊田市、みよし市

■ 街角の年金相談センター

街角の年金相談センター名古屋	〒453-0015 名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル2階
街角の年金相談センター千種	〒461-0004 名古屋市東区葵3-15-31 住友生命千種ビル6階

※「ねんきんダイヤル」（年金に対する電話でのお問い合わせ）

年金に対する一般的な相談は、全国共通電話番号「0570-05-1165」をご利用ください。

I P 電話・P H S からは「03-6700-1165」をご利用ください。

4 税金のことは

税務署：税務署におかけいただいた電話は、すべて自動音声案内によりご案内しております。

H26.7.1 現在

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
千種	464-8555	名古屋市千種区振甫町三丁目32番地	052-721-4181	千種区、名東区
名古屋東	461-8621	名古屋市東区主税町三丁目18番地	052-931-2511	東区
名古屋北	462-8543	名古屋市北区清水五丁目6番16号	052-911-2471	北区、守山区
名古屋西	451-8503	名古屋市西区押切二丁目7番21号	052-521-8251	西区、清須市、北名古屋市、西春日井郡
名古屋中村	453-8686	名古屋市中村区太閤三丁目4番1号	052-451-1441	中村区
名古屋中	460-8522	名古屋市中区三の丸三丁目3番2号 (名古屋国税総合庁舎)	052-962-3131	中区
昭和	467-8510	名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4	052-881-8171	昭和区、瑞穂区、天白区、日進市、長久手市、愛知郡
熱田	456-8711	名古屋市熱田区花表町7番17号	052-881-1541	熱田区、南区、緑区、豊明市
中川	454-8511	名古屋市中川区尾頭橋一丁目7番19号	052-321-1511	中川区、港区
豊橋	440-8504	豊橋市大国町111番地 (豊橋地方合同庁舎)	0532-52-6201	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
岡崎	444-8552	岡崎市羽根町字北乾地50番地1 (岡崎合同庁舎)	0564-58-6511	岡崎市、額田郡
一宮	491-8502	一宮市栄四丁目5番7号	0586-72-4331	一宮市、稲沢市
尾張瀬戸	489-8520	瀬戸市熊野町76番地1	0561-82-4111	瀬戸市、尾張旭市
半田	475-8686	半田市宮路町50番地の5	0569-21-3141	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
津島	496-8720	津島市良王町二丁目31番地の1	0567-26-2161	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
刈谷	448-8523	刈谷市若松町一丁目46番地1 (刈谷合同庁舎)	0566-21-6211	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
豊田	471-8521	豊田市常盤町一丁目105番地3 (豊田合同庁舎)	0565-35-7777	豊田市、みよし市
西尾	445-8602	西尾市熊味町南十五夜41番地の1	0563-57-3111	西尾市
小牧	485-8651	小牧市中央一丁目424番地	0568-72-2111	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、丹羽郡
新城	441-1372	新城市字裏野1番地1	0536-22-2141	新城市、北設楽郡

「電話相談
センター」
を開設して
おります。

・ 国税に関する一般的なご相談について、名古屋国税局税務相談室職員が電話でお答えします。
利用方法…最寄の税務署にお電話をいただければ、音声案内(番号「1」)により「電話相談センター」
へおつなぎします。(おかけになった税務署までの通話料金でご利用いただけます。)
利用時間…平日(除く祝日)の午前8時30分から午後5時までです。



マイ・ステージ 2014

平成26年10月

編集・発行 愛知労働局職業安定部職業対策課

名古屋市中区栄二丁目3番1号

TEL. 052-219-5507